

令和 2 年

赤平市議会第 2 回定例会会議録（第 2 日）

6 月 2 5 日（木曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 議
午後 4 時 2 4 分 散 会

○議事日程（第 2 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 諸般の報告
日程第 3 一般質問
1. 鈴木 明 広 議員
2. 御家瀬 遵 議員
3. 安 藤 繁 議員
4. 竹 村 恵 一 議員
5. 木 村 恵 議員

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 諸般の報告
日程第 3 一般質問

順序	議席番号	氏 名	件 名
1	4	鈴木 明広	1. 新型コロナウイルス感染症について
2	7	御家瀬 遵	1. 赤平市の今後の新型コロナウイルス対策について 2. 町内会運営経費軽減について 3. 自衛隊への協力について
3	2	安藤 繁	1. 太陽光発電施設の設置について 2. 児童虐待について 3. 新型コロナウイルスについて

順序	議席番号	氏 名	件 名
4	1	竹村 恵一	1. 新型コロナウイルス蔓延に伴う第 6 次総合計画に沿った考え方について
5	3	木村 恵	1. 赤平市新型コロナウイルス感染症対策本部について 2. 市民生活における新型コロナウイルス感染症の影響と対策について 3. あかびら市立病院について 4. 保育・学校教育について

○出席議員 10 名

- 1 番 竹 村 恵 一 君
2 番 安 藤 繁 君
3 番 木 村 恵 君
4 番 鈴 木 明 広 君
5 番 五十嵐 美 知 君
6 番 北 市 勲 君
7 番 御家瀬 遵 君
8 番 伊 藤 新 一 君
9 番 東 成 一 君
1 0 番 若 山 武 信 君

○欠席議員 0名

〃 総務議事係 長 笹木芳恵君

○説明員

市長	畠山 涉君
教育委員会教育長	高橋 雅明君
監査委員	目黒 雅晴君
選挙管理委員会委員長	壽崎 光吉君
農業委員会会長	中村 英昭君
<hr/>	
副市長	永川 郁郎君
総務課長	若狭 正君
企画課長	林 伸樹君
財政課長	丸山 貴志君
税務課長	坂本 和彦君
市民生活課長	町田 秀一君
社会福祉課長	蒲原 英二君
介護健康推進課長	千葉 睦君
商工労政観光課長	磯貝 直輝君
農政課長	柳町 隆之君
建設課長	林 賢治君
上下水道課長	亀谷 貞行君
会計管理者	伊藤 寿雄君
あかびら市立病院事務長	井上 英智君
<hr/>	
教育委員会 学校教育課長	尾堂 裕之君
〃 社会教育課長	野呂 道洋君
<hr/>	
監査事務局長	中西 智彦君
<hr/>	
選挙管理委員会事務局長	若狭 正君
<hr/>	
農業委員会事務局長	柳町 隆之君
<hr/>	
〇本会議事務従事者	
議会事務局長	井波 雅彦君
〃 総務議事担当主幹	石井 明伸君

(午前10時00分 開 議)

○議長(若山武信君) これより、本日の会議を開きます。

○議長(若山武信君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、5番五十嵐議員、9番東議員を指名いたします。

○議長(若山武信君) 日程第2 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(井波雅彦君) 報告いたします。

本日の議事日程につきましては、第2号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況ですが、本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(若山武信君) 日程第3 これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序1、1、新型コロナウイルス感染症について、議席番号4番、鈴木議員。

○4番(鈴木明広君) [登壇] おはようございます。通告に基づきまして、議席番号4番、鈴木明広、質問いたしますので、ご答弁のほどよろしくお願いたします。

それでは、質問に入らせていただきます。件名1、新型コロナウイルス感染症について、項目1、生活保護についてお伺いします。新型コロナウイルス感染症の拡大の長期化によりまして、中小企業の倒産や個人自営業者の閉店や廃業件数が増大していくことが懸念されております。国の第1次補正予算修正後の事業規模は117.1兆円になり、GDP比では2割にも及ぶ史上最大の規模と政府は自画自賛するのですが、実質的な補正予算の規模である真水の部分は

25.7兆円しかなく、諸外国の平均よりやや多いぐらいであります。今後もさらなる財政出動は、2次補正されましたが、あるのではないかと考えられますが、日本の現在の金融、財政の厳しい状況を鑑みますと、大規模な財政出動はかなり難しいと予想されます。そうなりますと、今後の経済状況がますます逼迫して悪化してまいりますと生活弱者にさらなるしわ寄せが来ることは必至であると思われまます。報道によりますと、生活保護受給者が急増しております。福祉関係者の間では、リーマンショック時の2008年9月の158万人が200万を突破したリーマンショック後の申請増加になるという観測が広がっております。

新型コロナによりまして国内は異常経済となっており、マスク、アルコール消毒類、衛生資材等は品薄状態が続き、供給不足により従来の市場価格をはるかにしのぐ高騰が継続しておるわけですが。現在は若干緩和された点もございませう。市民の方々からは、そういう方面への出費がかさんでいる、今後どうなるか不安であるという声を多数聞いております。また、対ウイルス防護用品等でなく、食料品や日用生活品においても需要の悪化や流通事情の停滞から価格の上昇トレンドが発生している商品も多々あります。

このような未曾有の経済危機に際して、私は緊急の措置といたしまして、1番目として、生活保護受給の審査の簡素化をして困窮者への早急な支援を行うこと、2番目といたしましては、生活保護基準を引き上げて、いわゆる新型コロナ加算を行うべきであると思っておりますが、伺います。

○議長(若山武信君) 市長。

○市長(畠山渉君) 生活保護についてでございますけれども、まず生活保護受給の審査の簡素化として、困窮者への早急な支援をというご質問であったかというふうに思いますけれども、厚生労働省より、新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等における対応についての通達がございまして、可能な限り速やかな保護決定に努めることとされております。

また、一時的な収入の減少により保護が必要となる者につきましては、保護開始時において就労が途絶えてしまっているが、緊急事態措置期間経過後に収入が増加すると考えられる場合には現に通勤用自動車を保有しているときは保有を認めるよう取り扱うこととされております。さらに、臨時または不特定就労収入、自営収入等の減収により要保護状態となった場合であっても、緊急事態措置期間経過後に収入が増加すると考えられる場合には増収に向けた転職指導等を行わなくても差し支えないこととされております。また、自営に必要な店舗、機械器具等の資産の取扱いについては、現にその資産の保有をしているときは保有を認めるよう取り扱うこととされておりますので、これらを踏まえ、現時点では相談等はありませんが、いつ終息するか先は見えない状況ですので、今後も可能な限り速やかな保護決定に努めてまいりたいと思います。

次に、生活保護基準を引き上げて新型コロナ加算を設けることについてでございますが、生活保護事務は法定受託事務でございまして、国が本来果たすべき役割に係る事務でございまして、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして、必ず法律またはこれに基づく政令により事務処理が義務づけられておりますので、国による法改正などがない限り、市独自に新型コロナ加算等を設けることはできませんので、ご理解いただければと思います。

○議長（若山武信君） 鈴木議員。

○4番（鈴木明広君）〔登壇〕 答弁ありがとうございます。特別定額給付金が一定程度効果があって、比較的今落ち着いているということを担当課の方からご答弁を調整でいただいたのですが、しかしながら今後どういう不測の事態が生じるか知れないので、例えば物すごい勢いで感染が広がった場合、物流が止まった場合とか、そういうふうなものを想定いたしますと、そういう場合には国の指示を待ってられないこともあると思うので、そういう場合には市独自で特別の措置とか、ある程度

緊急の事態に備えて、不測の事態に備えまして検討していただきたいというのは要望としてお願いいたします。

続いて、項目2、今年度の税収状況について伺います。財務省の税収実績発表によりますと、3月の国の一般会計税収は前年同比9.2%減の2兆6,660億円、4月は前年同期より29.4%少ない4兆3,869億円でありました。新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、所得税の確定申告や納付期限を1か月間延長したことが影響したということが主なる原因であると考えられます。新型コロナウイルス感染の長期化による未曾有の経済危機が懸念されているので、今年度の税収については今後もその推移を逐次注視していかなければならないと思います。国の税収が前年比大幅に減少しておりますが、赤平市の現時点での税収の状況について伺いたいと思います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 税収の状況についてでございますが、令和2年度予算で歳入の約8.1%を占める市税収入、5月末での状況でございますが、調定金額6億6,700万円に対しまして収入額は1億1,300万円ほどで、収納率16.9%となっております。これは、現時点で前年同月と比べ、マイナス1ポイント程度でございまして、大幅に減少している状況ではないと認識しております。

○議長（若山武信君） 鈴木議員。

○4番（鈴木明広君）〔登壇〕 現時点では、税収の落ち込みは誤差の想定内ではないかと思われま。また、当市は、自主財源に占める割合がもともと低いと年金生活者の比率が相対的に高いことが極端な税収の低下の抑制効果に寄与しているのではないかと思われま。しかしながら、今後の企業の経営状態いかんによりましては、失業者が発生する懸念があります。その場合は、恐らく当市から社会的移動者が増加するであろうと察せられます。とりわけ生産年齢人口の人口動態を注視していかなければならないのではないかと考えておりますので、この私の考えを共有していただきたいと思います。

次、項目3、来年度の税収見込みについて。コロナ禍の世界経済は、IMFの実質GDP成長率の見通しによりますと2020年はマイナス3%の成長で、日本はマイナス5.2%の成長予想、今年度後半で感染拡大が終息するという楽観的な前提で来年度はプラスに転じ、世界全体では5.8%、日本はプラス3.0%の成長の見込みであります。しかし、来年度に新たな感染拡大が起これば、低成長は避けられないという厳しい予想もあります。今年度の世界経済の落ち込みによりまして、主要10か国は財政赤字を急拡大させております。

とりわけ我が国は、対GDPにおける公債債務残高は250%となり、75年前の敗戦に匹敵する異常事態であります。新型コロナ非常時の緊急的な財政出動における真水の部分が少ないのは、この影響であると考えております。そうなりますと、来年度以降の国の一般会計における歳入不足を穴埋めする追加の赤字国債発行は厳しくなると憂慮されております。取りも直さず、それは今後の地方財政計画に暗い影を落とすことは免れないと考えざるを得ません。

さらに、地方交付税において4割以上の原資を負担する東京都の個人、法人税の減収についても懸念されているわけです。報道によりますと、東京都は新型コロナウイルスの緊急事態宣言延長に伴う休業要請に伴う追加協力金930億円などを含む5,800億円の補正予算を5月中旬に発表しました。総額は、4月に想定した8,000億円から約1兆円に拡大して、都の貯金であります財政調整基金約8,000億円を取り崩して対応するとのことでもあります。この先東京都に、現在訪れていると言われているのですけれども、第2波、第3波が襲い、さらなる休業要請協力事業者に支援金が給付されることを想定しますと、東京都の財政悪化が懸念される場所でもあります。ちなみに、リーマンショック時の都税収入は、平成21年に前年度5.3兆円から1兆円の大規模な減収になりました。そうなりますと、地方交付税の原資確保というのが危惧される場所がございます。

このようなカオスな経済状況での当市における来

年度の交付税収入額や地方税収入額の見込みについて伺いたいと思います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 来年度の市税収入の見込みについてでございますが、まずリーマンショックのありました平成19年頃ですが、この時期は平成18年の空知産炭地域総合発展基金問題ですとか平成19年の財政健全化法の成立によりまして大変厳しい時期でもございました。法人関連の税状況でございますが、翌年はむしろ増加いたしましたして、2年後の平成21年頃が19年に比べ若干の落ち込みが確認されましたけれども、赤平市での法人市民税の影響は限定的なものでございました。このときは、人口減少傾向が強まりまして、これに伴う市民税の減少が強かったところでもあります。

来年度におきます市税の見通しにつきましては、現時点における想定される範囲内での答弁とさせていただきますけれども、近年の市税調定総額の推移は若干の減少傾向にあり、これは今後も継続するものと想定しております。これに加え、新型コロナウイルス感染症によるマイナス影響が出てきた場合、市内の法人、市内居住の個人事業主、従業員の市税に影響が出て、市税収入額の減少傾向が強まるものと考えております。以上のことから、今後も注視していく必要があるというふうに考えてございます。

次に、来年度の交付税収入の見込みについてでございますが、来年度における交付税の見通しにつきましては、国から示される地方財政計画を待つべきところではございますけれども、現時点における想定される範囲での答弁とさせていただきたいと思っておりますけれども、地方交付税における財源といたしましては所得税や消費税、法人税など国税収入の一定割合が原資となりますことが地方交付税法で定められております。これらの交付税収入の減少がそのまま地方交付税の減額につながるのではないかとといった指摘でございますけれども、マクロベースでの地方交付税の算定におきましては、地方財政計画による地方公共団体の歳出の総額に対して歳入の総額

では不足する分を補填するものとして算定されております。この算定額に対し、財源となる国税収入、これが不足する場合には代替措置であります臨時財政対策債により補填されることとなっております。このたびの新型コロナウイルス感染症によりまして交付税の原資となる国税収入への影響がどの程度となるのかにつきましては、現時点では定かではございませんけれども、国の今後の動向を注視し、必要な対策を講じなければならぬと考えております。

○議長（若山武信君） 鈴木議員。

○4番（鈴木明広君）〔登壇〕 財源の補填に臨時財政対策債を補うということは、結局借金の上に借金を重ねてしまうので、全然国全体の借金も減らないし、地方債と国の赤字が増えていくだけであって、それがいつまで続くかということになるとちょっと不安なところがあります。

財政課長にお伺いしたいのですが、臨時財政対策債の発行の前に私は恐らく、財務省がよく言っているのですが、地方の貯金を使いなさいと言ってくるのではないかと思います。財政調整基金から先に使って、そして臨時財政対策債の発行は抑えたいというふうを感じるのですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（若山武信君） 財政課長。

○財政課長（丸山貴志君） ただいまのご質問につきましてお答えしたいと思います。

現時点では、確かに各市町村が保有している基金につきましては、幾たびか過去にも議題というか、問題にはなっているところなのですが、これにつきましては交付税の補填に使うという、そこまでの見解ということはまだ示されていないところでありますので、こちらにつきましても今後の国の動向は注視しなければならぬかなと考えております。

○議長（若山武信君） 鈴木議員。

○4番（鈴木明広君）〔登壇〕 まだ現段階だと地方交付税の算定は7月にならないとちょっと分からない部分があるので、私のほうとしましては、今

後9月になりますと大手企業とかの中間決算報告等で大体経済状況がマクロ、ミクロで分かってくるところがあるので、9月にこの件についてはもう一度深く詰めていきたいと思っております。

続いて、項目4、一般住民への抗体スクリーニング検査についてお伺いたします。日本医師会のCOVID-19有識者会議メンバーの石川横浜市立大学副学長は、COVID-19、新型コロナウイルスの抑制は季節性インフルエンザと同様であり、診断法、治療法、そしてワクチン開発が三位一体として開発されるべきであると考え、迅速で正確な抗体検査は患者の層別化、データの特徴においてグループ分けすることを可能にし、医療者の負担と自身の感染不安の軽減に不可欠であり、国民には安心と安全をもたらすとした上で、抗体検査は今後のCOVID-19の制御の鍵と考えられるが、安定供給を確保するためにも複数の国産検査試薬の開発が重要であると提案しております。

報道によりますと、国内外で一般住民の抗体検査が行われまして、4月にはニューヨーク市内では21%、その他の郊外では4%、南カリフォルニアでは5%程度の陽性率が判明しました。本邦におきましては、抗体検査においてプレジジョン・メディシン、精密医療に取り組む東京大学先端科学技術研究センターがん・代謝プロジェクトプロジェクトリーダーの児玉龍彦名誉教授のチームが東京都内の新型コロナウイルスの感染状況を調べるために、臨床検査の民間大手、LSIメディエンスの協力を得まして500人分の残余検体抗体検査を行いまして、0.6%が陽性だったことが5月15日に明らかになりました。東京都の人口推計1,398万人に基づき計算した場合、約8万3,880人が感染しており、検査時に東京都が公表しておりました感染者数の約18倍が感染している計算となることを報告しております。

COVID-19と共存していくためには、最終的に人口の60%から70%程度の人間が免疫を保有して、いわゆる集団免疫を形成する必要があるとされており、目的達成の数と児玉チームの結果を照

らし合わせますと、新型コロナ感染症はまだスタートしたばかりであり、長期戦で気を緩めることはできないと肝に銘じておく必要があるのではないかと思います。

児玉氏は、独自でインターネットを通じまして、抗体検査は市民生活を営む上で人口中の感染比率を知ることと、感染リスクが高く罹患者が既に出ている職種であります警察、消防、学校、病院、老人施設等の従事者、なかんずくライフラインに関わる人々の抗体検査を春の健康診断時に行い、陽性反応が出たらPCR検査を行うことの大切さを提唱しております。検査は、化学発光法によります定量化血液の抗体、IgG、IgMを共通の標準試料でキャリブレーション、計器を調整し、定量的に多数を全自動で血液サンプル、血清または血漿0.5ミリリットルで比較的安全に迅速に測定できるので、簡単かつ安全であると思われまます。

当市におきましては、ぜひ定期的な抗体検査を行い、感染防止に努めると同時に、定量、大量で継続的な抗体検査を行うことによりまして、市中における疫学的なデータを市民に示すことにより感染予防の啓発につながるので、市独自で行ったほうがよいのではないかと考えております。さらに、この冬は専門家によりますとインフルエンザAとBのダブル流行が予測されておりますが、病院ではインフルエンザかCOVID-19かは検査しなければ判別が不能です。今後厚労省が国内外の批判を真摯に受け止めてどの程度PCR検査数を増やすか否かに左右されますが、現況ではCOVID-19を検査できる医療機関は限定的であることを踏まえれば、冬のインフルエンザ流行期の前に抗体検査を行うことにより患者が抗体を持っていることが事前に分かりますと医療関係者も安心してインフルエンザ検査と診療ができるという便宜点があると思えます。

幸いにしまして現時点では当市内ではPCR検査ではまだ陽性者が確認されておきませんが、私は今後数年にわたるCOVID-19との闘いは始まったばかりであり、万全な備えのためにぜひ一度一般住

民のスクリーニング等の抗体検査を行うことを切に望むのでございますが、見解を伺いたしたいと思います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 一般住民等への抗体スクリーニング検査についてでございますが、新型コロナウイルスの抗体スクリーニング検査は、その感染の広がりを検証し、今後の感染予防施策、住民への啓発、住民一人一人の感染防止に関する意識の維持、向上に重要であると考えております。人口密度の違いや電車、店舗など3密をつくり出す環境の違いは大きいですが、国が大阪府、東京都、宮城県に行った抗体検査を基に北海道の感染者を推計いたしますと、感染率が比較的高い大阪府の抗体保有率で計算した場合、札幌市を除く道内市町村で5,000人近い潜在の感染者がいると考えられ、感染率が低い宮城県の抗体保有率でも500人ほどの潜在の感染者がいると言えらると思えます。このような状況から考えますと、抗体検査によって潜在的感染者が自身の感染歴を知ることやこれだけの潜在的感染者の中で自身の感染歴がないことを知ることで今後の感染予防に関する考え方や生活の仕方などに変化が生じることと考えております。

ただ、現在感染者が持つ抗体が今後感染を起こさないことを保証するという抗体ではないことを認識していただくことが大切であると思えます。また、抗体が陽性であることは感染歴があるということでございまして、様々な人権問題につながることから、その取扱いには最善の注意が必要であり、また市の疫学調査レベルで特定の職業に対し組織的に無作為抽出を行い、検査を行うことも個人情報取扱いから注意して行う必要がございます。

しかしながら、長い時間をかけて共存していかななくてはならないウイルスを考えますと、感染者の広がりを住民と共有していくということは必要なことであると考えておりますので、国や道、もしくは研究機関の協力を得ながら、まずは感染リスクの高い職種の中で希望する者を中心に抗体検査を実施できる体制の整備について検討を進めてまいりたいと思

います。

○議長（若山武信君） 鈴木議員。

○4番（鈴木明広君）〔登壇〕体制の整備については検討していただけるということなのですけれども、個人情報云々ということがございましたが、一般的にコーホート、いわゆる集団で抽出しました検査におきましては抗体検査では暗号化するので、個人情報は秘匿のまま、そしてデータだけを発表するという形になって、私が述べました集団検診等々やる場合には抗体があったから、これは有効な定量を満たしているかどうかは分からないので、PCRを行っていくということを述べているので、若干ニュアンスが、捉え方が違うのではないかと思うので、個人情報については私の考えている方法だと心配はないのではないかと思います。

それで、ここで要望をちょっとしたいのですけれども、まず第1番目にやらなければならない抗体検査というのは、いわゆるエッセンシャルワーカー、先ほど述べました医療関係者、介護福祉、警察、消防、病院、ほかの人が取って代わることができないような仕事のことを指し、述べているのですけれども、その方を中心に、私先ほど質問の中では春の定期検診にどうだというふうに、児玉さんの考えを採用したらどうだと、もしそれがかなわない場合だったら、エッセンシャルワーカーの方々の中から抽出してまず抗体検査を行うということがいいと思います。

第2点目としましては、インフルエンザA、Bに関わるのですけれども、私今第1波か第2波か、日本のPCR検査の少なさからいうと何が第1波か第2波かが分からなくて、正直なところ次の波としか言いようがないのですけれども、次の波が高確率で襲ってくることを念頭に置きまして、今年度は専門家の方からインフルエンザA、Bの両方がはやる予測であると。そして、最近の外国の文献を読みますと、どうやらインフルエンザとCOVIDは両方併発することもあるそうだと、そういうふうに非常にどきっとするような報告もなされております。

それで、あかびら市立病院は発熱、だるさを主症状としましたインフルエンザとCOVID-19の症状というのは、疑似症状の患者が季節性のインフルエンザですから一挙に来院する可能性があります。実際毎年インフルエンザの季節はわっと押しかけるということを聞いております。そうしますと、どういふふうにして診療まで持っていくかとなりますと、季節性の場合ですとまず子供の場合に多いのがマイコプラズマ肺炎です。次に今言ったインフルエンザ、そして溶連菌感染症、もう一つはRSウイルス感染症等の可能性を消していかないといけない。そうすると、しっかりして隔離されたところでその検査で可能性を潰していく間に一般の健常者の感染していない患者さんと確実に分けなくてはいけないのではないかと、時間がかかるわけですから、一つ一つ潰していくために。

そうすると、今の現状で入り口でセパレーションがあって簡易的に分けている対策だと私は非常に危ないのではないかと思うのです。この間も見えてきたのですけれども、ちょっと緩いのではないかと思います。そうしますと、現在の院内の振り分け形態を変えて、私は院外にプレハブを持って、発熱外来、もしくはインフルエンザ外来でも構いませんから、そこで必ず一回問診なり健診を行って、そして判断して、疑わしいとなったらPCRをやるのか、そしてCTを撮るのか、そして病院にどう入れていくのかという動線の確保をもう一度しっかり確認して確立しておかないと、これは医療崩壊につながるような可能性が高いので、ぜひともお願いしたいと思います。

続いて、5番目の新型コロナの子供の川崎病類似症についてお伺いします。時間的にダイジェストで省いて質問しますので、よろしく申し上げます。川崎病に似ている症状を時系列で整理してみますと、5月13日、米国ニューヨーク州でクオモ知事が川崎病類似症の子供が102人おり、71人が重症化してICUに収容されましたと。病名は多臓器炎症疾患であり、症状は発熱、腹痛、発疹が特徴でありました。

102名中、PCR検査で60%が陽性、40%が抗体を持ち、高い感染率でありました。43%が当時入院中で、これまでに5歳、7歳、18歳の3人が死亡しました。同様なケースが15日には、フランスのマルセイユで感染した9歳の男児が全身の血管に炎症が起こる川崎病に似た症状を発症し、9日に心筋炎が死因で死亡しました。新型コロナ症状はなかったのですが、陽性だったということが分かります。同日15日、WHOのテドロス事務局長がジュネーブで、子供が川崎病に類似した症状で集中治療を受けるケースが欧米諸国で少数ながら増えていると全世界の臨床医に警戒を呼びかけました。テドロス氏は、初期段階の研究ではこの症状が新型コロナウイルスに関連がある可能性が示されていると指摘しました。

日本におきましては、日本川崎病学会では現時点で川崎病を担う医師56人から本年の2月から4月に診断した川崎病の数は前年度と同程度か減少であり、川崎病と新型コロナの関連を示唆できるような情報は得られていないとの見解を出しています。アジアにおいては、ソウルで川崎病患者全員のPCR検査でも陽性者はゼロ、上海でも症状は報告されておらず、日本川崎病学会では、以前川崎病に罹患した子供についても新型コロナにかかりやすい、重症化しやすいということはなく、新型コロナにかかっても川崎病を再発しやすいという根拠は見出せないため、必要以上に神経質にはならなくてもよいと発表しております。

しかしながら、国内では5月までに感染拡大した新型コロナウイルスは欧米から持ち込まれ、このウイルスが全国に拡散した可能性が高いとの国立感染症研究所の発表を踏まえて、今後も油断はならないと思います。今後は、危機管理の一環としまして、保護者の方々には欧米でのエビデンスに基づく新型コロナ感染による川崎病発症との関連性について海外の情報を注視しながら、随時国内の専門医学会の見解について情報を発信し、保護者の不安解消に向けてのべきであると思いますが、伺いたいと思います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 子供の川崎病類似症の保護者への不安解消についてでございますが、議員のご指摘にありましたように、現時点で日本においては川崎病類似の重症例や川崎病と新型コロナウイルス感染症との合併例は確認されておりませんが、今後予測される感染拡大に備え、今後も引き続き川崎病類似症を含め、感染症の動向に注視してまいります。

保護者への対応といたしましては、新生児訪問や乳幼児相談、健診等の機会に、できるだけ不安をおおるようなことがないように注意しながら適時情報提供してまいりたいと思います。川崎病を含め、発疹や発熱など感染症の症状が出た際には、受診控えなどせず受診するよう保護者へ説明するとともに、必要な方には速やかにPCR検査や抗原検査ができる医療体制が構築されるよう、全国市長会を通して国へ要望しておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（若山武信君） 鈴木議員。

○4番（鈴木明広君）〔登壇〕 周知については、具体的な対策準備が恐らくなされるのではないかと期待しております。受診控えにつきましては、国立成育医療研究センターの5月中旬の発表によりますと、過去1か月間で子供の予定受診や健診などの受診を控えた方は31%、それで予定外の受診を控えた方は46%もあったそうです。新型コロナウイルス感染症によります川崎病の類似症の可能性というのは、実はこのウイルスというのは非常に厄介でしつこくて、変異の連続でございまして、今までの固定観念が通じなくなるので、油断をするとどういふような症状が発生するか分からないので、子供については健康に留意するためにも受診控えをしないように、ぜひとも学校を通じて通達していただきたいと思います。

続いて、項目6番、学校生活における新しい生活様式の適用についてお尋ねしたいと思います。政府の専門家会議がまとめました新しい生活様式の実践例を読んでいますと、それを学校生活に当てはめますといろいろ不都合な点や実践は現実的に困難で

はないかと思われるところがあります。例えば一人一人の基本的感染対策におきましては、会話をする際は可能な限り真正面を避ける。これでは教師は生徒のほうを向いて授業ができなくなるというふうに、全くの矛盾があります。また、人との間隔はできるだけ2メートル、最低1メートル空けるといういわゆるソーシャルディスタンスを維持するためには、1教室のキャパシティーでは10人ぐらいが限界ではないかと思われます。また、日常生活を営む上での基本的な生活様式において3密の回避ということになっておるのですが、果たしてこれで教室において生徒と教員のコミュニケーションが取れるのか、甚だ疑問です。加えて、密になっている状態で体育の実技では、例えば球技におきましては中学生ですとバスケットボール、バレーボール、サッカー等が教育課程にあるのですが、ゲーム中にボディーコンタクト、つまり接触が起こることは不可避であると思われま

す。つまりと、学校生活においては新しい生活様式というのは成り立たないのではないかと思います。ご見解を伺いたいと思います。

○議長（若山武信君） 教育長。

○教育長（高橋雅明君） 議員のご質問にもございますが、授業の再開に当たっての学校における感染症対策としましては、5月22日付、文部科学省から発出されました学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、いわゆる学校の新しい生活様式の通知に基づきまして、1、身体的距離の確保、2、マスクの活用、3、手洗い、この3つを基本に行っているところであります。また、同通知によりますと、新しい生活様式を踏まえた学校の行動基準による地域の感染レベルはレベル1で、この基準に基づくと身体的な距離の確保につきましては1メートルを目安に学級内で最大限の間隔を取ること、感染リスクの高い教科活動や部活動につきましては十分な感染対策を行った上で実施となり、6月1日より小中学校を再開し、特に問題なく現在に至っているところであります。

学校生活を送るにはこの生活様式に矛盾点が多く、その考え方のご質問ですが、新型コロナウイルスにつきましては個別の前例等がないため、教育委員会としてはあくまで国が示すガイドラインを基本に感染症対策を行っていくことが責務と考えており、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 鈴木議員。

○4番（鈴木明広君） [登壇] これは今まで経験がないので、大変なことだと思われて、実際学校現場に丸投げされているのが現状であろうと思いません。複数の教員からお話をお伺いしたところによりますと、やっぱり戸惑いながら学校生活を営んでおるようでございます。最近北九州市で発生しました学童の集団感染があったのですが、クラスター班の報告によると、教室内で子供が後ろを向いて話して感染してしまったと。もう一つは、放課後下校、よく子供たちは子供同士で群れるのですが、それでじゃれ合って感染してしまったと、そういうふうなリスクが高いということです。ゼロリスクを目指していかなくてはならない中で、こういうふうな距離が何メートルというのは日常感覚的には非常に難しいと思いますが、これからだんだん慣れていきますと至らない点とか改良点とか出てくるので、そういう点を学校現場の教員等とぜひ意見を交換して修正していただければよろしいのではないかと思います。

次に、7番はちょっと割愛させていただきまして、項目の8番、遠隔授業についてお伺いしたいと思います。これもダイジェスト版で質問させていただきます。私は、子供の学びの機会を奪うことのないようにして学力を維持するためには、学校というのは休業中はICTを活用した遠隔授業を行うことで教育課程を行っていかねばならない必要性をこの休校中痛感したわけです。報道によりますと、学校現場においても道内の公立高校ではインターネットのビデオ会議を使った遠隔授業が広まっていたとのこと。例えば札幌の手稲高校では、ビデオ会議の専用アプリのズームを使ったオンライン授業を生

徒の自主参加という形で5月から学年別に週二、三回、1日3時間の授業を行いました。また、十勝管内の鹿追町の鹿追高校も、全生徒数140人を対象に遠隔授業に取り組んだそうでございます。

そこで、私が教員にオンラインについて尋ねたところがありまして、その中でそれに基づき、オンライン授業のクリアすべき問題点を6点ほど指摘したいと思います。まず、第1点に、生徒1人にタブレットもしくはPCを持たせる。いわゆるハードの充実。2番目としましては、ネット環境が整備されていない生徒の自宅のためにWi-Fi環境を補助する。3番目としましては、配信側の学校の教員が一齐に課題を配信し、リモート授業を行うだけのハードとソフトが不足しておりますので、教員がいる場所のネット環境も必須であると。4番目としましては、教材を配信する側としては教材を作るためのスキャナーや補助やアプリも必要であると。5番目としましては、全ての教員がICTに精通しているわけではございませんから、ICTに不慣れな教員に指導できるサポート体制も必要であると。6番目は、受け手側である児童生徒、学生の側にも問題があります。例えば1世帯4人の家族が一つの家族で教育を受ける場合を考えますと、月50ギガ掛ける4人分になると回線容量の地域格差の問題も気になります。特にネット回線インフラにつきましては、リモート授業を先駆している大学のホームページ等を調べてみましても、携帯通信を利用している学生が月の高速データ通信量の上限を超えてしましまして、いきなり回線速度が遅くなる、いわゆるパケ死と言われる、こういうことやサーバーダウンというトラブルが多いことに驚かされます。

日本では小学校から大学、専門学校まで就学者数はおよそ1,700万人いるわけでございますから、今後大規模な工事を行って通信回線インフラを充実させなければ、オンライン授業は幾ら送り手側の学校が奮闘努力をしましても、地域によってはとりわけ過疎地での実現はかなり難しいということは明らかではないかと思われまします。言うまでもなく、国が行う

べき喫緊のインフラ整備事業等は多々あると思われまします。赤平市というのは第3波襲来に備えましてリモート授業拡充のためにどのように環境整備事業を進めるかお伺いいたしたいと思ひます。

○議長（若山武信君） 教育長。

○教育長（高橋雅明君） 今般の新型コロナウイルス感染症拡大を受け、学校休業中におけるオンライン学習等への対応を可能にするべく、令和2年度中に1人1台端末を実現するGIGAスクール構想の加速による学びの保障に関する国の補正予算を受け、本市といたしましても本定例会に関連補正予算を提案しているところであります。整備概要は、小学校173台、中学校122台のタブレット端末整備、中学校の高速通信化、家庭学習の通信機器として貸出し兼用のタブレット、小学校50台、中学校30台の整備などとなっております。今回の補正予算に伴う通信機器整備は、全国一斉に実施するもので、各学校にタブレット端末を納入するまで相応の期間がかかるのではと懸念をしておりますが、遠隔学習を可能とする貸出し兼用タブレットにつきましては早急に納入できるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上のように、新型コロナ第3波が来た場合に対応可能とするリモート授業に関する機器等ハード面の整備は、今年度中には一定程度完了できる見通しであります。今般の国の補正予算メニューもありますGIGAスクールサポーターの配置などソフト面の整備は地域の人材不足等により実施は難しく、加速的にリモート授業を進めていくことは困難と考えられますが、学校現場と協議しながらできることから徐々に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 鈴木議員。

○4番（鈴木明広君）〔登壇〕非常に具体的な答弁をいただいて、前向きに取り組んでいるということがひしひしと伝わってきておりますので、頑張ってもらいたいと思ひます。「東洋経済」という経済誌では非常に格調の高い雑誌の中で、赤平市は実はデ

デジタル化進展度、学校のランキングで全国5位なのです。これは、いつも私が持ってくるとワーストだろうというふうになっているのですけれども、これはどういうことかという、インフラは非常に整っている。そうすると、うまく進めれば、もし学校が閉じられた場合、不測の事態が生じた場合には、サポーターとかソフトを使えて配信できる体制を整えば、うまく授業を進めて子供の学習する権利を保障できるのではないかと思います。このようにすばらしいインフラが整っているのですから、もう一頑張り、ぜひとも予算を使って、あとはサポーターを探すというのは札幌でも非常に難しいとお伺いしておりますが、もしかすると遠隔サポーターという手もあるかもしれないので、ぜひとも頑張ってもらって子供の学習の権利を確保してほしいと思います。私の要望として教育長にお願いいたします。

続きまして、最後の質問に参ります。学校における感染防止としまして、9番、学校のトイレ清掃、消毒における感染の危険性についてお伺いしたいと思います。世界一多忙と言われる教師の仕事に新型コロナ感染防止、予防対策で毎日教室や校舎にトイレの消毒作業が付け加えられました。教師は感染症のウイルス対策の専門家ではないので、非常に危険な作業であると危惧しております。

新型コロナウイルスの感染が発生した当初、空気中の飛沫感染に焦点が当てられておりましたが、最近ではトイレでのふん尿の飛沫が感染の主たる原因の一つとして認識されております。例えば日本医師会COVID-19有識者会議によりますと、中国グループの研究ではPCRを使用しましてSARS-CoV-2に感染しました73人の入院患者の便中のウイルスについて、患者の53%が便でRNAの陽性を示しました。シンガポールの病院感染隔離病室の3名の患者の測定では、トイレのドアハンドル、便器、洗面所内で採取したサンプルからRT-PCRによってウイルスが検出されております。新型コロナウイルスは、腸管から吸収され、排せつ物となって一緒に体外に放出されて、飛沫となり、トイレの床が暴

露されまして、それを上履き等で学校中に拡散します。したがって、トイレの消毒、除菌は非常に重要な仕事でございますが、ウイルスが濃密になっているところを消毒するのは、児童生徒はもちろんのこと、教師が行うべき仕事ではなく、プロが行わなければならない仕事であると考えられます。

名古屋市教育委員会は、5月28日に自民党市議団が教職員から児童生徒に感染する危険性が高くなるということで、臨時休校後教育指導に苦慮する教職員に教育以外の業務を負わせるのは困難だとして、方針撤回と外部人材の活用を求める要望書を提出したそうです。これを受け、市教育委員会は、教員の事務作業を補助する非常勤職員、スクールサポートスタッフを全市立学校や幼稚園に配置しましてトイレ清掃を担ってもらうことを検討したとの報道があります。

私は、新型コロナ後の学校の清掃そのもの自体が教師の感染リスクを高めることになりまして、教師が感染した場合には、3密が非常に防ぎにくい学校で最悪の場合は集団感染が発生する原因になることを危惧しております。教師や児童生徒は消毒のプロではないので、感染リスクを高める行為は断じて私は容認できるものではないと思っております。したがって、当市においては教師並びに児童生徒のトイレ消毒、清掃についてどのようにするのか見解を伺いたいと思います。

○議長（若山武信君） 教育長。

○教育長（高橋雅明君） さきの質問でもお答えさせていただきましたが、学校再開後は学校の新しい生活様式を踏まえ、教育活動を推進しております。トイレにつきましては、1日1回以上の消毒、利用後の丁寧な手洗いなど、感染リスクの低減策に組み込まれておりますが、児童生徒の清掃場所から除く指針はありません。諸外国の状況とは異なり、感染レベル1の本市におきましては清掃活動についてもほかの教育活動と同様に通学の感染リスク低減策の対象として進めたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 鈴木議員。

○4番（鈴木明広君）〔登壇〕これも最近発表されたものなのではけれども、ハーバード大学の建築衛生プログラムの責任者であるジョージ・アレン氏によりますと、まずトイレの環境をチェックするようにと、そして汚れたトイレの空気は外に出すようにする。そして、可能であれば手をかざすだけで使えるオートの水栓、そしてソープディスペンサーを使うと、そしてハンカチよりはペーパータオルのほうがいいのであると。そして、私が考えているので一番大切なのは、トイレの入り口に抗菌のゴムマットを置きまして、リースもございますから、それを定期的に替えることにより、床から広がらないようにできるのではないかと思います、教育長さんの見解を伺いたいと思います。

○議長（若山武信君） 教育長。

○教育長（高橋雅明君） トイレからの感染防止対策ですが、考えられるのが抗菌マット、または非接触型の蛇口ですか、そういうものがありますので、児童生徒の感染リスク低減のため、早急に何ができるか検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（若山武信君） 鈴木議員。

○4番（鈴木明広君）〔登壇〕なるべく次の波が訪れる前までにできることから検討を進めてほしいのですけれども、最初はマットぐらいはできるのではないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（若山武信君） 暫時休憩いたします。

（午前11時00分 休憩）

（午前11時10分 再開）

○議長（若山武信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序2、件名1、赤平市の今後の新型コロナウイルス対策について、2、町内会運営経費軽減について、3、自衛隊への協力について、議席番号7

番、御家瀬議員。

○7番（御家瀬遵君）〔登壇〕議席番号7番、新政クラブ、御家瀬遵、通告に従いまして質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

件名1、赤平市の今後の新型コロナウイルス対策について、項目1、赤平市独自の新型コロナウイルス対策について。今回の新型コロナウイルスにより、多くの事業者が甚大な被害を被っております。飲食店は言うに及ばず、各商店、製造業や建設業まで、まさに経済活動が停滞している状況です。国においては、一月の売上げが前年同月比で50%以上減少している事業者に対し、法人は200万円、個人事業者は100万円を支給する持続化給付金、道においては休業要請を受けた施設を休業した場合に法人30万円、個人事業者20万円を支給する休業協力・感染リスク低減支援金と、さらに経営持続化臨時特別支援金として休業要請を受けた施設に10万円と国の持続化給付金を受給する事業者に5万円を上乗せして支給することとしています。

当市においても、4月中に飲食店等に20万円を支給し、早い対応に各飲食店は一息ついたところですが、また、このたび新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、国から赤平市に約9,700万円が交付されることになっております。私は、新型コロナウイルス対策として国も道も赤平市も全てを吐き出す覚悟でなければ、この苦境は乗り切ることができないと感じております。そこで、国からの給付金だけで対策を終えてしまうのではなく、赤平市も自ら身を切る覚悟で臨むべきだと思いますが、市長の覚悟をお聞かせ願いたい。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 赤平市独自の新型コロナウイルス対策についてでございますが、当市における状況といたしましては、北海道が非常事態宣言を発したことによります会食等の自粛により、飲食店事業者への影響が顕著であったことから、新型コロナウイルス感染症対策緊急支援金として一般財源にて専決処分とさせていただいたところでございます。赤平市

では、さらに国による持続化給付金の対象の有無にかかわらず、業績に一定程度の影響を受けている事業所、個人事業主に対しまして3月から8月までの1か月の売上げが前年同月比20%以上減少している事業者に対し、従業員数に応じてでありますけれども、最大で200万円まで支援をする赤平市中小企業等事業継続支援金を創設し、支援をしてみたいと考えております。

国の第2次補正予算が成立いたしましたして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第2次交付限度額3億2,714万5,000円が示されたところでございますが、当市といたしましては財源メニューにかかわらず、必要な支援事業について総体的に検討してみたいと思います。

○議長（若山武信君） 御家瀬議員。

○7番（御家瀬遵君）〔登壇〕 ただいま答弁をいただきましたが、私は質問通告の要旨の中で赤平市の一般財源のみを活用した対策は考えられないか伺うということで質問したわけです。答弁の中で、新型コロナウイルス感染症対策緊急支援金として一般財源にて専決処分として対応、また赤平市中小企業等事業継続支援金を創設し、支援したいと考えているとの内容ですが、これら2つの対策は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金という国の交付金を利用して考えられたものと思っております。これでは赤平市の一般財源のみを活用した対策ではないと考えております。赤平市の独自の対策は考えていないと判断せざるを得ません。

また、このたび第2次交付金3億2,714万5,000円が示されたとのことですが、これも含め、赤平市の支援事業を総体的に検討すると述べております。総体的に検討する中に赤平市の一般財源も活用する可能性があるのか伺いたいと思います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 議員のご提案にありましたけれども、様々な事業、施策ありますけれども、ご提案にありました必要な施策、支援につきましては一般財源の投入も念頭に入れながら検討してみたい

と思います。

○議長（若山武信君） 御家瀬議員。

○7番（御家瀬遵君）〔登壇〕 今の答弁で一般財源投入するという決意をもらいましたので、今後とも注視をして見ていきたいと思っております。

次の質問に移ります。件名2、町内会運営経費軽減について、項目1、残された防犯灯のLED化について。町内会が有する補助金適用外防犯灯の維持管理費用の軽減については、昨年第3回定例会で質問いたしました、多忙を極めている中、早速自治総合センターからの助成を取りつけていただき、維持管理費用の軽減に結びつく予算執行の運びとなりました。このたびの迅速な対応に対しまして、市長以下関係職員には心から感謝を申し上げます。補助金適用外街路灯、防犯灯は灯数も多く、整備完了までには中長期を要しますが、引き続き今後の対応について見解を求めます。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 町内会防犯灯のLED化についてでございますが、お話にありましたとおり、町内会所有の防犯灯は、3年前の調査でありますけれども、全部で822灯ございまして、そのうちLED化されているものは500灯、残りの322灯はいまだLED化されていないというふうに聞いております。このことから、昨年もご質問をいただきまして、また町内会連合会からもご要望いただいたところでございますが、自治総合センターのコミュニティ助成を活用いたしまして、町内会の防犯灯のLED化を進めているという団体もありますことから、既に取り組まれているこの団体から情報をいただきまして、当市でも活用が可能であるといった感触を得たところでございます。

平成22年度に省エネルギー防犯灯整備事業補助金の適用をせず、未整備となっております平岸東町で2灯、茂尻中央町で28灯、茂尻元町で14灯、福栄連合町内会で15灯の合計59灯、これらに着目いたしまして、各町内会の意向を確認いたしましたところ、茂尻中央町からご要望を承りまして、申請をしてお

りましたけれども、自治総合センターから内示をいただきまして、今回予算の補正をさせていただき予定としているところでございます。

今後の計画でございますが、まずは未整備となっている残りの31灯について町内会の要望を確認し、同様に助成制度の活用を視野に進めていきたいというふうに考えておりますが、平成22年度に整備後10年を経過しておりますことから、器具の劣化等も考えられまして、場合によっては支柱の取替えも必要になってくるというふうに考えてございます。今年度より電球の交換費用についてもこれまでの補助金を交付金化するなどいたしまして、当て込むことができるように対応してきているところでございますけれども、町内会の運営状況が大変厳しい状況であるといったことも伺っておりますことから、今後どのように支援できるのか、財源の確保も併せまして検討してまいりたいと思います。

○議長（若山武信君） 御家瀬議員。

○7番（御家瀬遵君） [登壇] 丁寧な答弁ありがとうございます。今回は30灯がLED化が行われる運びとなりましたが、まだ200灯ほど残っております。これらについてもLED化ができるよう努力していただきたい。また、既にLED化されているところは電球の劣化が進んでおり、取替えの時期が来ているところです。電球の交換についても確実に実施できるよう努力していただき、町内会運営経費の軽減につなげていただきたいと思います。

次の質問に移ります。件名3、自衛隊への協力について、項目1、自衛隊札幌地方協力本部に対する募集対象者の情報提供について。本市においては、自衛隊札幌地方協力本部の要請に沿って、募集広報官が住民基本台帳を閲覧して氏名、住所、生年月日、性別を書き写すということで情報提供してきていますが、本年2月13日に至り、防衛大臣名で、効果的募集事務の推進を図るため、地方協力本部への紙ないし電子媒体での提供を求める旨の協力要請があり、さらに3月2日付自衛隊札幌地方協力本部長名にて同趣旨の要請がありました。本市と自衛隊札幌

地方協力本部とは、従前より防災、民生各般にわたって密接に連携してきた歴史を有し、今後とも積極的に協力すべきものと思料するものであります。本件に対する市長の見解を求めます。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 自衛隊地方協力本部に対する募集対象者の情報提供についてでございますが、自衛官の募集にあつては赤平市も法定受託事務として協力を行っております。毎年度自衛隊の職員が募集対象者へ募集案内を配付するために住民基本台帳の一部の写し、これらの閲覧の請求がございます。住民基本台帳法第11条に国または地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧について規定されておりますことから、請求対象者の氏名、住所、生年月日及び性別の4情報を抽出いたしまして閲覧を認め、募集対象者の氏名、住所、性別、生年月日、これらを書き写しているというふうに思います。

お話のとおり、当市においても紙媒体または電子媒体としての提出について本年2月にお願いが来ておりましたが、本年については準備等もできておらず、これまで同様の対応とさせていただいたところでございます。今後個人情報保護条例との関係から、個人情報保護審議会に諮問いたしまして、提出する名簿は紙媒体とし、提供する募集対象者情報については自衛隊において行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律などに基づき適切に管理されることはもとより、目的外利用の禁止ですとか、業務完了後は責任者立会いの下、シュレッダー処理で確実に廃棄を行っていただき、報告書を提出することなどについて協定を締結し、個人情報の漏えいなどが発生しないよう適切な管理を行うこととしております。

さらに、自衛隊に自己の個人情報の提供を望まない方への配慮といたしまして、情報の提供をしてほしくない旨の意思表示を行った方については、ご本人または保護者様等から除外申請書を提出していただくことにより、自衛隊へ提供する名簿から除外す

るなどの対応をしてみたいと思います。条例に基づく適正な手続を経て情報提供する必要がありますことから、他市町村においてはこのような形で対応されており、当市におきましても再度ご要望があれば、同様に赤平市情報公開・個人情報保護審査会に諮問させていただき、条例に基づく適正な手続を経て対応してみたいと考えております。

○議長（若山武信君） 御家瀬議員。

○7番（御家瀬遵君） [登壇] ありがとうございます。本市は、今後も人口減少が進むことが考えられます。そこで、今後も防災、イベント等の行事を行っていく上で、また安心、安全な市民生活を維持する上でも自衛隊札幌地方協力本部と協力すべきではないかと思っております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（若山武信君） 暫時休憩いたします。

（午前 11時29分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（若山武信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序3、件名1、太陽光発電施設の設置について、2、児童虐待について、3、新型コロナウイルスについて、議席番号2番、安藤議員。

○2番（安藤繁君） [登壇] 議席番号2番、安藤繁です。通告に従いまして質問をいたします。ご答弁のほどよろしくお願ひいたします。

件名1、太陽光発電施設の設置について、項目1、太陽光発電施設の設置に係る条例の制定について、要旨1、太陽光発電施設の設置に係る条例の制定について、昨年9月の第3回定例会以降どのような検討と取組が行われてきたのかについて伺います。第6次赤平市総合計画の完成版が5月26日に配布されました。第2部の基本構想、第1章の基本目標の2として、安全、安心で快適に暮らせるまちづくりが記述されております。太陽光発電施設につきまして、昨年第3回定例会で山梨県北杜市の条例等の内容を

説明いたしました。また、当市の住民が太陽光発電施設の設置により反射光や反射熱、電磁波による健康障がいなどの不安を抱いていることや、当然のことですが、土地の資産価値も落ちますし、黒色のパネル設置により景観が悪くなり、自費で目隠しの防護壁などを造るなど、安全、安心で快適に暮らせる状況になく、ほとんど困っている旨の現状を説明いたしました。

石炭や石油での発電による温暖化や原子力発電の事故による放射線汚染を勘案しますと、私もクリーンエネルギーである太陽光発電施設設置については推進するべきであって、設置そのものに反対するものではありません。しかし、住民が反対をする中、説明会もなく、住宅密集地に施設を設置する行為は自己利益のため住民の安全、安心で快適に暮らす権利を奪うことをございまして、本市の総合計画の基本目標にも反する事例であります。条理に反することでありまして、社会通念上からしても誠に遺憾に思うところであります。業者は、市民の迷惑にならないよう設置場所について熟慮すべきと思っております。

昨年9月の定例会で市長は、今後環境への配慮や住民の理解を前提としてどのような対応ができるか、ガイドライン、要綱、条例の制定を含めて北海道建設部等関係機関にお話を伺いながら十分検討してみたいと思っておりますとの答弁でした。太陽光発電施設の設置に係る条例の制定について、昨年9月の第3回定例会以降どのような検討と取組が行われてきたのか伺います。また、条例等の制定に向けてほとんど進展が見られないように思いますが、作業が進まない理由を伺います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 太陽光発電施設の設置に係る条例の検討状況についてでございますけれども、昨年末に北海道空知総合振興局より、環境省大臣官房環境影響評価課では環境影響評価条例の対象とならないような小規模の事業であっても環境に配慮し、地域との共生を図ることが重要である場合があること、こういったことから太陽光発電の環境配慮ガイ

ガイドラインの作成を進めているという情報をいただいております。2月7日には環境省大臣官房環境影響評価課より、北海道地区においては3月2日に太陽光発電の環境配慮ガイドライン案についての説明会を開催するとして通知がございまして、早速担当職員の出席の登録を済ませたところでありました。しかし、2週間後には新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため延期をするといった通知がございまして、開催の連絡を待っていたところでございます。

その後、先日ですが、地域の方からお話もございましたことから、改めて担当に状況を確認させましたところ、環境省は太陽電池発電事業の環境への影響が懸念される事例が顕在化している状況を踏まえて、環境影響評価法の対象事業に太陽電池発電所を追加しております。また、中央環境審議会答申では、法や環境影響評価条例の対象ともならないような小規模の事業であっても環境に配慮し、地域との共生を図ることが重要である場合があることから、必要に応じてガイドライン等による自主的で簡易な取組を促すべきとされております。これを受け、法や環境影響評価条例の対象にならないより規模の小さい太陽電池発電所の設置に際して、立地検討、設計段階において実施主体である発電事業者が太陽電池発電所の設置、運用に関わる全ての主体の協力を得て自主的な環境配慮の取組を講じることを促進するため、さきの太陽光発電の環境配慮ガイドラインを3月末に公表されたところであります。

さらに、延期としていた本ガイドライン自治体向けの説明会につきましては、時期を見て可能となれば開催することを検討している旨、北海道から通知があったところでございます。このような経過でございますが、本説明会への担当職員の出席はもちろん、道内各市の担当者が集まる会議は今年度中止となっておりますけれども、様々な機会を通じ、各市との情報共有等に努め、事業者へ情報提供や助言等ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（若山武信君） 安藤議員。

○2番（安藤繁君） [登壇] 環境省が太陽光発電の環境配慮ガイドライン案について3月2日に説明会をする予定が新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、延期されたことが大きな理由であるということは理解いたしましたけれども、環境省のガイドラインでは令和2年4月から出力30メガワット以上の大規模な太陽光発電事業が環境影響評価法の対象事業として追加されましたけれども、50キロワット未満の小規模出力事業については環境影響評価法の対象になっておりません。次の要旨2の質問でもお話しいたしますけれども、小規模出力事業についてのガイドラインは法的拘束力がなく、あくまで努力義務を定めたものと思います。答弁内容は、地域住民の求めている条例制定とは視点が違うのではないかと感じます。

次に、要旨2でございます。太陽光発電施設の設置に係る条例制定について、厚真町と赤平市の取り組み方について大きなギャップを感じます。市長はどう思われているかについてでございますけれども、まずは当市豊栄町の経過の概要をお話しします。平成30年7月9日、苫小牧の業者が突然太陽光発電施設を建てるため草刈りに来たとのこと。このとき町内会長も立会い、業者に住民説明会の開催を要望いたしましたが、業者は開催するというのでそのとき話していましたが、その後説明会は開催されなかったとのこと。翌年1月31日、地域住民が市の担当者に相談いたしました。役所としては個人業者の間に入って問題は解決しませんとの回答であったそうです。3月11日には太陽光発電施設設置のための材料、重機が搬入されました。4月17日に住民が説明会開催について聞いたところ、業者は説明会をすると言った覚えがないと言ったとのこと。4月18日は作業を開始し、4月30日には全ての工事が完了したとのこと。

一方、厚真町では、札幌の業者ですが、昨年10月上旬に住民に事前説明がなく、住宅地の隣接地に太陽光発電パネルを設置しております。このことに景観を損なうとして住民が反発し、厚真町に規制を求

めました。これを受けて、昨年10月の16日、厚真町から会社に、厚真町及び地元の自治会に説明を要求しております。会社は、10月21日から11月29日の間に自治会役員と3回、また自治会全会員を対象として2回の合計5回の説明会を開催しております。10月下旬から自治会で太陽光発電の建設に反対する署名活動が始まり、12月6日には自治会ほぼ全員、79世帯163人の署名を集め、厚真町長に提出しております。このような経緯の中、今年の2月1日に会社は太陽光発電施設の撤去をしております。自治会からは、今後も心配されるとして町長に規制の対応を求めています。

要望を受けて、厚真町では今年3月17日に町内の特定区域における太陽光発電事業を禁止する条例の制定をする方針を決め、4月上旬の臨時会に条例案を提出するよう作業を進めているということがございます。要綱やガイドラインでは規制区域の設定ができず、住民の同意や要綱の遵守は努力義務であるので、設置を確実に規制するのは難しく、これらのことから厚真町の意味を内外に表明するには条例制定が好ましいと判断をしたようでございます。可決されれば、条例制定は道内で初めての事例となります。出力が10キロワット以上の発電施設を規制対象としております。禁止区域は町の中心部の住宅街の一部地域や移住者向け住宅地などで、必要に応じて町長が禁止区域を追加できるようにしております。

以上、同一案件であるのに当市と厚真町の取組に大きなギャップを感じます。市長は、この取組を見てどう思われますか伺います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 太陽光発電施設の設置に係る厚真町と赤平市の取り組み方についてのご質問であったというふうに思いますけれども、関係課より厚真町の条例制定に向けた取組や経緯について確認させていただきまして、条例の制定に至った経緯につきましては、議員のご指摘にございましたとおり、事業者から地域住民に対する周知や事前説明に関することですか、事業者からの事前の問合せ

の際には事業計画等の提出を町が求めていたにもかかわらず提出や協議がなされないまま設置されたということ、町や住民の反発を生み、条例化へと至っております。

また、設置した地区は町有地でありまして、町が企画した自然と住環境が共存できる移住者向けの分譲地でありまして、胆振東部地震においては地盤変状により家屋等に被害を及ぼした地域でもございます。そのため、復興計画に基づき対策が進められる中、住環境を保全しなければならない地区であることといたしまして、条例により禁止区域の一区域といたしまして定めることとしております。

一方、当市につきましては、人口減少によりまして空き家、空き地が増加する中で住宅地の民有地に設置されたものであります。このことから、当市と厚真町が抱える現状や住環境では対策や取り組み方を比較することは難しく、改めて当市として検討したいと思っております。

○議長（若山武信君） 安藤議員。

○2番（安藤繁君） [登壇] 厚真町は胆振東部地震による被災地であり、復興計画により住環境の保全対策が進められており、建設地が町有地である。赤平市の場合は被災地でもなく、民有地であることなどの違いは理解いたしました。しかし、厚真町では10月上旬に住民が規制を求めたことを受け、厚真町は設置会社に説明会の開催を要求しております。説明会が開催され、話合いの結果、会社は施設を撤去しております。また、被災地復興ということもありますが、条例制定に向けて厚真町は非常に前向きであるというふうに感じます。当市も条例制定に向け、ぜひ前向きに取組を進めていただきたいと思います。また、既に太陽光発電施設が建設されてから丸1年が経過いたしました、市のほうから業者に住民との話合いの場を持つよう促したいと思いません。これは要望として、次の質問に移ります。

続きまして、要旨3、太陽光発電施設の設置に係る条例制定について、町内会の署名と要望を受け、今後市は条例制定作業を具体的に進めていくのかど

うかについて伺います。当市では、豊栄町に続いて、9月に泉町の赤平神社沢向かい、また今年の5月には美園町の赤平駅の裏手に、僅か1年ほどの間に3か所も発電施設が設置されております。豊栄町、泉町については、非常に景観上、その他問題があると思います。空き地が次々と生じる当市においては、明日は我が身のことになるかもしれません。対岸の火事と侮ってはいけないう事象であります。

今般、厚真町の事例もあり、豊栄町町内会では住宅密集地での太陽光発電施設設置に反対すること、また厚真町同様赤平市も太陽光発電施設の設置に関する条例を制定することを要望し、署名運動を町内会で実施いたしました。200名を超える多くの方の署名が集まり、6月2日、豊栄町町内会長と太陽光発電設備設置に反対する会の代表者が市長宛てに要望書を提出いたしました。町内会の署名と要望を受け、太陽光発電施設の設置に係る条例制定について市は今後条例制定の作業を具体的に進めていくのかどうか、また市長もこの要望を受けまして副市長と町内会の現地視察をされております。その現状を見てどう思われたか、併せて伺います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 太陽光発電施設の設置に関する条例の制定の進め方についてでございますが、環境と調和した形での太陽電池発電事業の実施が確保され、地域に受け入れられる施設とすることにより、太陽電池発電事業の適正な導入促進につながることを期待されていると思います。電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法では、認定基準として関係法令の遵守を規定しており、法令及び条例に違反した場合には認定の取消しとなる可能性があるともされ、資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドライン、太陽光発電も本年4月に改定されてございます。

さらに、当市と同様に京都府内の団体、宇治市におきましても平成30年10月、地域住民より請願がございまして、これまで7回、防災部局、環境部局、建設部局、農政部局や歴史まちづくり部局等で構成

されたエネルギー推進部局太陽光発電設備の設置に関する規制の検討ワーキングが開催されたところであります。森林伐採などにより災害発生リスクの増加、景観阻害問題、事業終了後の発電設備等の撤去問題などの環境問題の3点を主な課題といたしまして、この3つの課題への対応を目的と条例とする方向で検討していると所管の委員会で報告が公表されております。

私も、先ほど議員からご指摘ありましたとおり、現場を確認させていただきましたけれども、やはり隣接するところでありますし、また住宅地ということもございまして、圧迫感がある設備であるというふうに感じたところでございます。赤平市といたしましては、これらについても今申し上げました部分につきましても参考とさせていただきながら、庁内関係部局にてワーキンググループをつくるなど体制を整えまして、さきのガイドラインの説明会での状況を踏まえまして、どのような形で対応できるのか検討してまいりたいと考えております。

○議長（若山武信君） 安藤議員。

○2番（安藤繁君） [登壇] 大変前向きな回答ありがとうございます。市長も現地を視察しまして、非常に圧迫感も感じるということでもございまして、あの家が売りに出されても買う人がいないぐらいの状況でないかと思えます。京都府宇治市も、地域住民の請願によりまして、9つの課に危機管理室を加えまして9課1室でワーキンググループを編成し、作業を進めているということです。住民の請願の趣旨を考慮し、ガイドラインや届出制でなく、一部禁止区域を設け、その他区域については許可区域にすることを検討しているとのこと。区域の設定が地滑り、保安林、砂防、風致地区など多岐にわたるため、多くの課が協力しなければ条例制定は非常に難しいものだというふうに考えております。

昨年の定例会でも申し上げましたが、今市長が前向きにご答弁いただきましたけれども、当市も早急にワーキンググループを立ち上げ、各課が連携して万難を排する意気込みで条例制定に向けて取り組ん

でいただきたいと思います。このことを強く要望いたしまして、この件についての質問は終わります。

次に、件名2、児童虐待について、項目1、最近の全国、全道の児童虐待の状況と当市における児童虐待の状況について、要旨1、赤平市において昨年度から今年度にかけて通告や相談を受け、対応した児童虐待があったのか、あったとすれば報告できる範囲で何件でどのような内容なのかについて伺います。

児童虐待については、テレビや新聞で度々報道されております。一昨年1月には千葉県野田市の栗原心愛ちゃん10歳が虐待で亡くなり、また昨年6月には札幌市の池田詩梨ちゃん2歳が衰弱死いたしました。このことを重く受け、厚生労働省が調査した結果、2018年度中に全国の児童相談所で相談や通告を受け、対応した件数が15万9,850件で、5年前に比べまして倍増しているということでございます。北海道警察が2019年に摘発した児童虐待事件は前年比13件増の85件、虐待の疑いがあるとして児童相談所に通告した18歳未満の子供の数も18%増の4,260人となり、過去最多を更新しております。また、空知管内岩見沢相談所の速報値でも、2019年度に認定した虐待件数が前年比143件増の439件で、2年連続で過去最多を更新しております。通告や相談のない表面化していない件数もまだまだあると考えられます。

虐待には暴言や子供の前で家族に暴力を振るうなどの面前ドメスティックバイオレンス、身体的虐待、ネグレクト、これは育児放棄でございますが、そのほか性的虐待などがありますけれども、事件の報道を見るたびに何とかならなかったかと心が痛みます。赤平市において昨年度から今年度にかけて通告や相談を受け、対応した児童虐待があったのか、あったとすれば報告できる範囲内で何件でどのような内容なのか伺います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 児童虐待についてでございますが、赤平市におきましても令和元年度に入り、虐待通告事案が増加しておりまして、対応に苦慮して

いるところであります。令和元年度における通告を含む虐待相談件数は、13件ありました。内訳としましては、心理的虐待が1件、身体的虐待が4件、ネグレクトが8件であります。このうち、児童の安否確認や家庭訪問等を行った件数は9件あり、内訳としまして心理的虐待が1件、身体的虐待が2件、ネグレクトが6件となっており、残りの4件につきましては緊急性が低く、相談や情報交換で終了したケースとなっております。

○議長（若山武信君） 安藤議員。

○2番（安藤繁君） [登壇] 通告を含む相談件数が13件あり、思いのほか件数が多く、また令和元年に入り虐待件数、これにつきましてはどんどん増えているということで、正直私も本当に驚いております。虐待されていまして児童は、言葉では言い尽くせない苦痛に満ちた日々を過ごしていたことと思います。そのような状況の中で悲惨な事故、事件に至っていないことは幸いであると思います。

次に、児童虐待についての通告や相談があったときの各関連機関との連携と対応について、要旨1、児童虐待の通告や相談を受け、市の福祉事務所と学校ほか関係機関との連携や取組は事案に適正に対応できているのでしょうか。また、48時間ルールは守られているかどうかについてであります。心愛ちゃんの事件を巡っては、千葉県の検証委員会の委員長が一連の行政機関の対応が不適切、不十分で、子供の立場に寄り添うという基本的対応がなされていなかったということを指摘されております。また、市の教育委員会の職員がアンケートのコピーを父親に渡したことで、児童相談所が家に帰りたくないという子供の言葉を親に暴露したことなどが親の怒りを誘発したとしております。詩梨ちゃん事件では、虐待通告から原則48時間以内に子供の安全を確保すると定められた国のルールが守られていなかったとこのことを受け、緊急調査をした結果、一昨年7月から昨年6月までの間に全国で1万1,984人の子供の安全確認が行われていなかったそうです。

新型コロナウイルスの感染拡大で在宅ワークの人

が多くなり、一方休校により自宅待機が長期化しておりましたので、児童虐待の被害を訴える相談が増えていたようです。ある10代の生徒は、学校が休みになって自宅にいる時間が増え、親からの暴言を受け、逃げ場もないため、自宅でおびえる生活をしていたということでございます。今後も新型コロナウイルスの第2次、3次感染が想定され、児童虐待がまた増えるかもしれません。道警は、昨年10月に児童対策係を新設し、公認心理士や児童相談所に出向経験のある調査員6人を配置し、虐待事案に対処していくとしております。市の福祉事務所と学校、民生児童委員、赤歌警察署や児童相談所との連携、取組は事案に適正に対応できているのでしょうか、また48時間ルールは遵守されているのでしょうか、伺います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 児童虐待発生時の関係機関との連携、対応についてでございますが、赤平市ではこれまでも要保護児童等対策地域協議会の調整担当職員を中心に、市内の小中学校や幼稚園、保育所をはじめ、警察署や児童相談所、市の母子保健担当や医療機関等との間において虐待が疑わしいお子さんについての情報交換を行っております。また、虐待事案が発生した場合は、通告後48時間以内に警察や児童相談所と連携を図りながら対象児童の安否確認を行うほか、虐待の背景調査や関係者による連絡会議の開催、事後のフォローアップを複数回行うなど、再発防止に努めるなどの対応をしております。

今後につきましても、虐待の未然防止や早期発見、早期介入が図れるよう、市内小中学校や幼児教育施設等の社会資源と一層の連携を図り、対応してまいりたいと考えております。

○議長（若山武信君） 安藤議員。

○2番（安藤繁君）〔登壇〕 答弁によりますと、要保護児童等対策地域協議会の担当職員を中心としたしまして各関係機関が綿密に連携し、事案に取り組み、適正に対応しておられ、48時間ルールも守られているということがよく分かりました。児童虐待

防止法と児童福祉法が改正され、親が子供に言うことを聞かせようとしつけのために暴力を振るう体罰が昨年4月から法律で禁止されました。今回の法律改正では、暴力を振るった親に対する罰則規定は定められていないのですが、これを機会にいかなるときも体罰がよくないという人が増えることを期待します。暴力行為の確認や判定は極めて難しく、大変ハードな業務とは思いますが、今後とも本市において悲惨な事件が起こらないよう、各関係機関が密接な連携の下、相談体制の充実強化を図り、子供の身体と心の安全の確保のため、事件、事故の未然防止に努めていただきたいと思います。これは要望ということで、終わります。

続きまして、件名3、新型コロナウイルスについて、項目1、新型コロナウイルスの影響により収入の減少した中小事業者等に係る固定資産税等について、要旨1、新型コロナウイルスの影響により収入の減少した中小事業者等から、固定資産税等の支払い猶予について相談や申請があったかどうかについてでございますが、令和2年、中国湖北省武漢市で発症いたしました新型コロナウイルスがまさかこんなに長期的に続き、思いもよらない状況に陥るとは多くの方が考えていなかったと思います。6月22日現在、全世界では900万人が感染し、47万人の方が死亡いたしました。謹んで哀悼の意を表したいと思います。

赤平市では新型コロナウイルス感染の拡大を受け、4月23日に行政常任委員会を開催し、市内で営業する飲食店、スナック等が感染拡大の影響により経営が厳しい状況にあると判断し、赤平市独自の緊急支援金を収入の減少の有無に関係なく一律20万円給付を行いました。できるだけ早く現金を業者に支給してあげたいということから、市長並びに市の職員も一生懸命頑張りました。専決処分ではございましたけれども、迅速な対応ができたことは事業者には喜ばれ、非常に効果があったというふうに思います。しかし、支給対象外となった事業者から、コロナでお客さんが少なくなり、大変困っている。他の業種

であっても経営の厳しい店舗には支援をしてほしいというお話がありました。飲食店やスナック以外の事業者や酪農家や花卉生産者なども含め、今後予算措置につき市としては配慮していただきたいようお願い申し上げます。

また、ある飲食店でございますが、20万円の支給は本当にありがたかったと、助かっていますというお話でございましたが、固定資産税や光熱水費等の負担も非常に負担が大きく、何とかならないものかというお話がありました。3月、4月の歓送迎会や総会後の懇親会などが中止になり、客足も現在戻っておらず、さらに今後も火まつりなどのイベントも中止と決定しており、先行きの不安から閉店するかどうか本当に真剣に考えている経営者もいるように聞いております。国では、地方税について新型コロナウイルス感染の影響により今年2月以降の収入に相当の減少があり、納税することが困難な事業者に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間税の徴収を猶予する特例を設け、地方公共団体の一時的減収に対応するため、地方債の特例措置を創設いたしました。新型コロナウイルスの影響により収入の減少した中小事業者等から固定資産税の支払い猶予についての相談や申請があったのかどうか伺い、また市税全般について相談や申請があったかどうかについても併せて伺います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 令和2年度課税の市税に対する徴収の特例猶予につきましては、法人、個人事業主及び個人の市税が対象となっております。現在までに事業者から固定資産税に関する相談が1件ございましたけれども、猶予申請には至りませんでした。そのほか、市税全般に関し3件、全体4件の問合せがございましたが、特例猶予申請は受けておりませんので、ご理解いただければと思います。

○議長（若山武信君） 安藤議員。

○2番（安藤繁君） [登壇] 新型コロナウイルス感染症に係る特別措置を知らない人が多いのでないかというふうに感じます。6月9日の北海道新聞

の記事によりますと、事業者や個人を対象にした道税の納付の猶予の認定件数が6月5日現在で1,559件となり、猶予額は2億6,600万円に上がったとのこと。道は、申請が今後増えるものと見込んでいるとのこと。赤平市でも特例措置の内容や詳細が分かれば、今後申請が増える可能性は十分にあると思いますので、その場合は適切な対応をお願いいたします。

続きまして、要旨2、新型コロナウイルスに関して中小事業者等への固定資産税等の特例制度などの詳細な内容についての周知はどのように対応しているのかについて伺います。この特例は、当市では6月の赤平広報に、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の廃止失業などの理由により著しく収入が減少し、生活が困難となり、一時的に納めることができなくなったなど、一定の要件に該当する場合は申請することで支払いを猶予または減免できる制度がありますので、ご相談くださいと書かれています。市税についての担当は納税係ということで、電話番号も書かれています。紙面の都合上やむを得ないと思いますけれども、特例制度の内容や申請方法などについては記載されておられません。

また、固定資産税の減免については、厳しい経営環境にある中小事業者等について令和3年度の課税の1年分に限り、償却資産、事業用家屋に係る固定資産税、さらには都市計画税を売上げの減少幅に応じ2分の1またはゼロにするということで聞いております。地方公共団体の減収に対応するため、国が減額分を全額補填するという聞いております。新型コロナウイルスに関して赤平広報の6月号の9ページで、市税、使用料等のお支払いについて大まかな内容説明と担当窓口が載っておりますけれども、中小事業者等への固定資産税の支払い猶予や軽減などの特例措置の制度の詳細な内容についての周知についてはどのように対応しているのでしょうか、伺います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 令和3年度課税の事業用固定

資産税に対する軽減措置につきましては、設備等の償却資産及び事業用家屋に対する固定資産税と事業用家屋に対する都市計画税が事業収入に応じ軽減されるものであります。中小事業者が認定機関の確認を受け、機関等が確認した証明書及び同機関に提出した書類一式を令和3年1月末まで行われる赤平市の償却資産の申告に併せ、手続を行うものと想定しております。

以上のとおり、この制度については中小企業庁のホームページで概要が公表されているものの、詳細が決まっていなため、制度内容が確定次第、赤平市ホームページ等にてお知らせする予定でありますので、ご理解いただければと思います。

○議長（若山武信君） 安藤議員。

○2番（安藤繁君）〔登壇〕 支払い猶予では来年度まで支払いを引き延ばすだけで、いずれ支払いをしなければならぬとの思いが強く、申請をしない人も多いと思います。固定資産税については、現在の厳しい状況を支払い猶予で今年度しのげれば、来年度の課税分については課税標準額の2分の1、または課税標準がゼロになる可能性があるということを理解してもらえよう周知することが必要と思われる。特例措置の内容、詳細が決まり次第、市のホームページはもとより商工会議所等を通じまして事業者にも周知をしていただきたいというふうに思います。

過日お話しした業者は、固定資産税の特例について詳細をよく知らないようでした。先ほど申し上げましたけれども、事業者は今大変な苦境に立たされております。私は度々今ここにあるものを大切にとお話ししますが、まさに今がこの正念場だというふうに思います。緊急事態宣言は解除されましたが、世界の情勢から見て再び宣言されることも十分考えられ、経済社会活動が平常に戻るまできめ細かい対応をお願いいたしまして、この質問を終わります。

続きまして、項目2、新型コロナウイルスに係る水道料金について、要旨1、新型コロナウイルスに

より収入が減少している一般市民や事業者に対して、赤平市水道条例の減免規定を弾力的に適用し、水道料金を減免する考えがあるかどうかについてでございますけれども、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて各自治体が住民生活の支援と収入が減少している事業者の水道料金を減免する動きが広がっているようです。

上砂川町では、町内全世帯と全事業所の6月から8月までの3か月分の上下水道の基本料金を減免するため、補正予算を5月29日の臨時議会で可決しております。理由といたしましては、基本料金の減免は外出自粛により在宅時間の増加で水道使用量が増えているためとのことです。事業者向けには、売上げが前年同月比10%以上20%未満には10万、20%以上50%未満は30万、国の持続化給付金の対象となる50%以上の減少の方については10万円を上乗せし、給付することとしています。担当課の話では、1,560世帯、84事業者が対象で、1,500万円の補正額になるということです。また、由仁町では、外出自粛により経営が悪化した飲食店に対し、営業用の上下水道の基本料金の超過料金分の50%を6月から8月までの3か月分を免除することで決定しております。こちらも職員に聞きましたところ、462万6,000円を補正したということでございます。水道事業特別会計の収入減額分につきましては、上砂川町も由仁町も財源は一般会計から繰り出したお金で賄い、一般会計の減額分につきましては両町とも地方創生臨時交付金を充当するというところでございます。これは1次、2次の違いはありますけれども、地方創生臨時交付金を充当するという回答でありました。

赤平市水道条例の第42条第1項では、管理者は、公益、その他特別な理由があると認めるときは、料金、手数料その他の費用を軽減または免除することができるとあります。コロナウイルスにより収入が減少している一般市民や事業者に対して、赤平市水道条例の減免規定を弾力的に適用し、水道料を減免する考えがあるのかどうか、また減免するとすればどのように減免するのかを併せて伺いたいと思いま

す。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 近隣の一部市町におきまして水道料金及び下水道使用料の一部減免等を実施しておりますが、当市における特別会計におきましては、補填財源を見込まない自主財源での減免措置を行うことは今後の事業運営の継続を考慮すると負担が重く、非常に難しい問題でございます。このたびの新型コロナウイルスの期間におきます直近での使用水量を昨年度と比較いたしますと、家庭用では約5%程度多くご使用いただいておりますけれども、逆に業務用では約15%程度使用が落ち込んでいる状況であります。このような中、当市における対応といたしましては、このたびの新型コロナウイルス感染症により新たに支払いに困難を来している方に対し、最大で6か月間支払いを猶予する基準を定めるなど、柔軟な対応を実施しているところであります。

今後新たに減免措置を行うというふうになりますと、実施内容を精査するなど詳細な検討が必要となってまいります。また、補填財源としては、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金の2次交付分、これが有力というふうに思っておりますけれども、今後において他の事業も含めて総合的に判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（若山武信君） 安藤議員。

○2番（安藤繁君）〔登壇〕 当市では最大6か月の基準を定め、支払い猶予を行い、柔軟に対応していることは本当に評価したいと思います。一方、全国では、5月17日まで少なくとも114市町村が一般家庭や個人事業者の水道料金を無料にしたり減額する方針を決めております。私も水道事業特別会計の自主財源では減免措置は非常に無理かと思っております。今後赤平市としましても国の第2次補正予算の地方創生臨時交付金を活用し、水道料金を減免することについて、実施内容を十分精査の上、前向きに検討していただきたいと思っております。

以上で水道料金についての質問は終わります。

続きまして、項目3、新型コロナウイルスに係る図書館における感染防止対策について、新型コロナウイルスの感染防止対策として現在図書館ではどのように対応されているかについてでございますけれども、図書館につきましても新型コロナウイルスの影響で、読書が好きな方や調べ物がある方などには非常に不便な思いをしていることと思います。滝川市の図書館に問合せいたしましたところ、6月1日再開後の貸出し時間を午前9時半から午後7時までに短縮したり、貸出しと返却だけに限定をいたしまして、人の集まる行事は中止したと、さらに滞在時間は20分間にするように呼びかけているということです。当市では、平常時は本の貸出し、図書館内での読書、子どもの本の日、子供向けお楽しみ会、文京生活館や平岸コミュニティセンター等での移動図書館と盛りだくさんの事業をされておりますが、新型コロナウイルス感染防止対策として図書館では現在どのような対応をされておられるのか伺います。

○議長（若山武信君） 教育長。

○教育長（高橋雅明君） 現在図書館では、新型コロナウイルスの感染防止対策として館内での手指消毒やマスクの着用、密集、密閉、密接しないよう椅子の間隔を空け、換気に気をつけ、滞在時間をできるだけ短くするなど、利用者の方へご協力をいただき、移動図書館等の事業の実施につきましても館内での対応に準じて行っているところでございます。また、保健所など関係機関からの情報提供依頼に備え、来館者の氏名、連絡先を記載していただいております。さらには、6月6日に不特定多数の方が利用する施設やイベントなどにおいて新型コロナウイルスの拡大防止を目的とする北海道コロナ通知システムに図書館を登録したところでございます。引き続き新型コロナウイルス感染防止に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（若山武信君） 安藤議員。

○2番（安藤繁君）〔登壇〕 当市の図書館が感染拡大防止のため、北海道コロナ通知システムに登

録し、図書館内及び移動図書館についても消毒やマスクの着用、ソーシャルディスタンスの確保並びに換気や時短等、きめ細かく感染拡大防止に尽力されておることが理解できました。今後とも図書館から感染者を出さないように万全を期していただきたいと思ひます。

続きまして、要旨の2、新型コロナウイルスの感染防止対策として図書消毒機の設置についてでございますけれども、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、岩見沢市や滝川市では図書消毒機を設置しております。滝川市の図書消毒機は、企業からの寄附金を活用して購入したようです。設置費用は、諸経費を含めて2台で235万8,400円ということなんです。この機械は、紫外線を照射して殺菌すると同時に、風を当て、ページ間に挟まったほこりや髪の毛なども取り除くことができ、約30秒で6冊同時に処理ができるという優れた機械でございます。新型コロナウイルスの拡大防止のためだけでなく、平常時でも読者は長時間、じかに本を手に取り、ページをめくり、くしゃみ、せき、場合によっては手につばをつけてなんていう、そういうことも考えられます。そういうことを含めまして、至近距離で読書をするため、特に雑菌がつきやすいと思ひます。新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として図書消毒機の設置についてどのように考えておられるのか伺ひます。

○議長（若山武信君） 教育長。

○教育長（高橋雅明君） 図書消毒機の設置につきましてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これを活用し、今後図書館で購入する計画を持っており、現在どのような図書消毒機とするかなど検討をしているところでございます。現在図書館では、新型コロナウイルス感染防止対策としまして、返却された本につきましてはすぐに本棚に戻さず、清拭し、本棚に戻しておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 安藤議員。

○2番（安藤繁君） [登壇] 国の地方創生臨時交付金を活用し、購入する計画で、機種をどうするかについて検討しておられるということでございますが、購入財源の補正予算についてはいつ頃予算措置をする予定でしょうか、伺ひます。

○議長（若山武信君） 社会教育課長。

○社会教育課長（野呂道洋君） 先ほど教育長からも答弁ありましたが、新型コロナ感染症対応地方創生臨時交付金の活用を前提に図書消毒機の購入のほか、市として総体的に検討しているところであります。適切な時期に補正予算を上程する予定としておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 安藤議員。

○2番（安藤繁君） [登壇] 了解いたしました。それで、感染防止対策としまして各地の図書館や本屋さんが、優れた機械なものですから、購入する動きが出てきているというように聞いております。予算措置が遅ければそれだけ機械の確保が難しくなるということと考えられます。また、現在返却本も職員が清拭、きれいに拭くという作業をしているということですが、清拭をすると非常に手間がかかると思ひます。そういったことで職員の負担も大変でしょうし、少しでも早期の機械の設置が好ましいと考えます。できるだけ早期に予算措置をしていただいて、機械の設置をすることが好ましいと思ひます。また、できれば、学校や児童センターなどにも本が、先日も児童センターのほうへちょっと行って見てみましたが、結構な図書が置いてあります。そういった面では、でき得ればこういったところにもコロナ防止対策としてこの機械を導入していただければというふうに提案いたしまして、私の全質問を終了いたします。

○議長（若山武信君） 暫時休憩いたします。

（午後 1時56分 休憩）

（午後 2時05分 再開）

○議長（若山武信君） 休憩前に引き続き会議を開

きます。

質問順序4、件名1、新型コロナウイルス蔓延に伴う第6次総合計画に沿った考え方について、議席番号1番、竹村議員。

○1番（竹村恵一君）〔登壇〕 議席番号1番、竹村恵一、通告に基づきまして質問させていただきます。

件名の1、新型コロナウイルス蔓延に伴う第6次総合計画に沿った考え方について。赤平市第6次総合計画が出され、今後の赤平の方向性が決まり、まさに新たなまちづくりが始まろうとしていた矢先、世界的に新型コロナウイルスが広まり、日本各地、そして北海道全域にも広まりを見せ、各地で経済が低迷し、まさにまちが崩壊を見ようとしています。コロナにより苦しい生活を送られた方やご家族の方、そして命を落とされた方々に改めてお見舞いとお悔やみを申し上げます。幸いにも本市においてははっきりとした感染報告はないようですが、全国、全道的な緊急事態宣言による外出の自粛により、少なからず本市のまちの経済にも影響が及んでいると考えます。

そこで、項目の1、基本目標3の「活力に満ちた魅力あふれるまち」についてお聞きいたします。要旨の1、項目に挙げた中の工業の振興についてですが、本市には製造業を中心とした様々な分野の企業が工業団地のほか、各地に集積しています。今までも関係する施策は示され、対応を行ってきていましたが、コロナウイルスの蔓延を受け、今後はどのような手だてを打つ考えがあるのか伺います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 工業の振興についてでございますが、第6次赤平市総合計画では基本目標であります活力に満ちた魅力あふれるまちとして、人口減少や高齢化、雇用確保が重要な課題となっており、生産基盤の充実と経営体制の強化に向けた支援、設備投資など、事業活動への支援、人材不足解消に向けた関係機関との連携を基本方針とし、施策を推進してまいりたいと考えております。

しかしながら、このたびの新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言による外出自粛や休業要請などにより、多くの企業に少なからずの影響が出ているものと認識しており、市民の生命と生活を守るために感染予防、蔓延防止、経済対策等を講じなければならないと思います。市独自の新型コロナウイルス感染症対策の支援としては、業績に一定程度の影響を受けている事業所、個人事業主に対しまして3月から8月までの1か月の売上げが前年同月比20%以上減少している事業者に対し、従業員数に応じた最大で200万円までの支援をする赤平市中小企業等事業継続支援金を創設し、雇用の確保と事業の継続を支援してまいりたいと考えております。

経済活動もこれからの見通しが不透明で、先行き不安な状態ではございますけれども、今後必要な支援策を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（若山武信君） 竹村議員。

○1番（竹村恵一君）〔登壇〕 市内においては、やはり雇用の場があるということは大切なことだというふうに感じます。先ほど前任者の質問では、市民個人に対しての支援がどのようなものがあるのかという質問もありましたけれども、お互い企業の支援と個人の支援というのは重要なことだと思いますので、しっかり支援できるように今後も策を検討していただきたいというふうに思います。

続きまして、要旨の2、商業の振興についてですが、近年商店街の小売店舗は客離れが進み、後継者不足なども相まって空き店舗化が常態化し、まちの活力や利便性が低下していました。そこに外出自粛期間で経営の低迷を受けた店舗や各種イベント中止で収入が落ち込んだ飲食店や販売店が多数あります。本市も早々と緊急策を講じてきましたが、いまだ日常が戻ってきたわけもなく、苦しい経営が続いています。そういった商店街の店舗に今後はどのような支援策を考え、いつまで続けていけるのか、商工会議所との連携の在り方も含めて考えをお伺い

たします。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 商業の振興についてでございますけれども、同じく商業の振興につきましては融資制度の利用促進や魅力ある商店街形成など環境の整備を支援することを基本方針としておりますが、人口減少や高齢化、後継者不足や消費の流出など、商業を取り巻く経営環境は実に厳しいものとなっております。加えて、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言による外出自粛や休業要請などにより、多くの店舗において甚大な被害が出ており、飲食店等につきましては緊急的な支援として一律20万円の支給を決定し、4月30日に支給を始め、5月末で51件の店舗に支給したところでございます。

今後の商業支援策につきましても、赤平市中小企業等事業継続支援金のほかに、各事業所に手指消毒用のアルコール消毒液を商工会議所が主体となり配付する新型コロナウイルス感染症予防対策事業へ助成も行ってまいります。さらに、3月からの長期間にわたり外出自粛や休業要請等により、商店におかれましては事業の縮小など負担をかけており、市内経済が危機的状況に陥っていたと思っております。3月末の商工会議所からの要望等を踏まえ、スーパープレミアムつき商品券事業を拡充し、これまで以上に多くの市民の皆様にご利用いただきたいと考えております。

また、同時に、密集を避け、感染症拡大を防ぎ、安全にお買い求めいただけるような販売方法を検討しております。経済活動も今後の見通しが不透明で先行き不安な状態ではありますが、商工会議所や商店街等と連携を図り、にぎわいを取り戻せるような展開を検討してまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（若山武信君） 竹村議員。

○1番（竹村恵一君）〔登壇〕 当市においては、答弁にもありましたように、人口減少、高齢化、後継者不足、消費の流出など多くの問題を抱え、対応

が必要な商業振興ですが、新型コロナウイルス感染症によりさらに打撃を受けていると感じます。お店自体の支援もそうですが、今ほど答弁にありました消費喚起にも取組を行っていただけるというお話でしたが、スーパープレミアムつき商品券の販売時は、非常に市民の方に人気でありますので、密集するということもあって、販売方法も検討していただけるということですから、しっかり会議所さんと商店街との連携を密に取っていただいて、まちのにぎわいを取り戻すためには実情何が必要なのかというしっかりした調査と事業展開をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、要旨の3番目、観光の振興についてであります。当市のにぎわい創出でもある各種イベントも緊急事態宣言や外出自粛を受け、3密を考慮し、中止の判断に至っております。エルム高原ではこれからアウトドアシーズンを迎えますが、先行きは不透明だというふうに感じますし、今年度はやっと認知度が広まりつつあったエルム高原祭りも行わないということを知りました。地域資源を生かした振興や広域的観光ルートの振興が行えず、魅力あるイベントも中止となっておりますが、今後の当市の観光への考え方を伺います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 観光の振興についてでございますけれども、新型コロナウイルス感染拡大によりまして、イベント、スポーツ、コンサートなどの挙行が世界規模で相次ぎ中止となり、様々な分野に大きな影響が出ているところであります。赤平市におきましても、市が主催いたします各種行事やセミナー、また各実行委員会等で開催いたしております各種イベントも同様に相次ぎ中止という判断をせざるを得ない状況であり、イベント等を実施されている主催者側も感染防止対策や終息の見通しが立たないため、なかなか前に一歩踏み出せない状況でございます。

エルム高原施設におきましては、今年は降雪量が少なく、例年より早くキャンプ場をオープンする予

定でございましたけれども、5月30日からの営業となりまして、現在は通常でのご利用をいただいているところでもあります。近年のアウトドアブームが再燃し、札幌市等の都市部からもアクセスがよいことから、キャンプ場も季節を問わず人気となり、多くの皆様にご利用いただいております。キャンプは屋外での活動となりますが、エルム高原施設ではアルコール消毒液や石けんの設置、利用後のケビンやバンガローの消毒、スタッフの健康管理、利用者への注意喚起等の対策を講じて、安心して利用できる環境づくりに努めているところでございます。

イベント等への補助金として今年の当初予算では、消費税の増税や物価の上昇を考慮し、あかびら火まつり市民花火大会に対し50万円の増額をしておりますが、昨年5回目を実施いたしましたエルム高原祭りにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止とは別に、当市の財政状況等を考慮した上で、歴史ある火まつり花火大会の継続を優先するために予算の計上を見送ったところでございます。

いずれにいたしましても、新型コロナウイルス感染症に関わり、イベントを開催していくためには乗り越えなくてはならない課題も多く、会場までの移動、飲食の提供、ステージでのライブ等様々な感染防止対策を講じなければ現段階での実施は難しいのではないかと考えております。今後は、各種イベントの実施に向けて、新しい生活様式である北海道スタイルの実践と国の指針や専門家の助言を注視しながら、感染症対策を講じてイベントが実施できるような仕組みづくりを検討してまいりたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

○議長（若山武信君） 竹村議員。

○1番（竹村恵一君）〔登壇〕 市主催のイベントも各実行委員会開催の行事もやむなく中止となった状況で、当市の観光振興に影響は非常に大きく出ているというふうに思います。イベント中止となると、そのイベントに出店してきていた業者にも影響を及ぼして、商業振興にも波及していくというふうに思います。残念ながら、ただいま答弁にもありま

したように、エルム高原祭りの予算計上は見送られたということで開催されませんが、地域資源を生かした振興という点では非常に残念に思います。

そこで、北海道スタイルの実践を踏まえ、国や道の指針を注視しながらイベント実施可能な仕組みづくりの答弁ということでしたが、いつ頃を目安に開催の判断ができるのか、一歩前へ踏み出せる機会をいつ考えていけるのか、再度お聞きいたします。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 北海道では、6月以降感染拡大の兆しが見られないことから、新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針に基づき、6月19日からステップツーに移行しております。今後の見えない感染の広がりを念頭に置き、第3波以降の波に対処するために感染拡大防止の取組をすることが重要となってまいります。

北海道スタイルでは、外出の自粛について観光は振興局管内から道内全域、道外へと誘客を段階的に拡大し、施設の使用についてはライブハウスなど業種別ガイドラインを遵守し、再開すること、イベントについては参加人数の上限を設定し、屋内イベントは収容率50%で1,000人以下、7月以降は5,000人以下、8月からは全て解除となっており、屋外では十分な距離の確保など適切な準備を整えて開催することとしております。道内では、サクランボ狩りやイチゴ狩り、マラソン大会など屋外でのイベントから少しずつ開催される状況にあるようであります。

市内のイベント等につきましても、イベントの形態、内容、参加者層により一概に同じ対策とはならないと思います。今後は、実行委員会や団体と連携し、イベント等をどういった形で実践実施できるか情報を共有し、感染症対策に必要な物品などの検討もしてまいりたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

○議長（若山武信君） 竹村議員。

○1番（竹村恵一君）〔登壇〕 市長、1点お聞

きしたいというふうに思うのですが、中止になったイベント、行事等の予算が立てられていると思うのですが、そういった中止になった予算計上されていた予算というのを今後どういった使い道で考えていらっしゃるかというのが現在お答えいただけるかどうか、それから考えや方向性があるか、そういうのを確認させていただきたいと思います。市長のほうで答弁いただいても構いませんし、担当課のほうで何か方向性があるなら、それもお聞きしたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 中止イベント等ございますし、当初予算でも盛り込んでいるものもございます。これらにつきましては、予算についてまだご提案する段階にはなっていないけれども、組替え等も含めて担当課とも協議の上、あと関連する実行委員会等とも連携しながら今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（若山武信君） 竹村議員。

○1番（竹村恵一君） [登壇] 残念ながら、せっかく増額をされた予算だったので、中止に至ったということで、その予算がコロナの対応に使われるのか、どういった方向性で使われるのかというのを現時点で考えていらっしゃるのかなということちょっと再確認をさせていただきました。ぜひですね、工業、商業、観光ということで振興について聞きましたけれども、まちが衰退してしまう前に、どういう方向性でそういうイベント等が実施できるのか、また実施可能になるのかというのを早い段階で市長のほうの考え方を明言していただいて表明していただけたら、イベント開催などについても前に進んでいけるのではないかとこのように思いますので、どうぞ決断をするべきときはしっかりとした表明をしていただけたらというふうに思います。よろしく願いいたします。

次に、項目の2に移ります。基本目標1の「健やかな暮らしをともに支え合うまち」についてお聞きいたします。要旨ですが、項目に挙げた中の

地域医療の充実についてですが、当市は幸いコロナウイルスに感染が判明した方はいないと聞いています。委員会報告でもPCR検査の実施はあったということも聞いておりますが、感染者はいないということで確認が取れております。市民が安心して医療が受けられる環境とは、まず市立病院の医療スタッフの方々の健康確保、そして体制の充実だということに私は思っております。一つの指標として、また本人が意思をしっかりと持つ指標としても、午前中にも質問がありましたように、抗体検査の予算措置が必要ではないかと、あってもよいのではないかとこのように私は考えております。病院スタッフの中で特に訪問者との接触が多い方、できるならば医療従事者全員の対応が必要と考えますが、そういった予算措置について市長の考えを伺います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 職員の健康維持に関わる抗体検査の必要性についてのご質問であったかというふうに思いますけれども、現在落ち着きを見せる新型コロナウイルス感染症でございますが、今後北海道にとりましていわゆる第3波を懸念する意見も多く、市立病院におきましてもそのことを前提に様々な準備や検討を進めているところでございます。その中で、職員の抗体検査への取組についてであります。院内ICT感染制御委員会などで検討したところ、抗体検査は疫学的な調査研究に対する有用性もあり、各分野で取り組まれておりますが、個々の診断やその免疫の作用など、まだまだ不明なところも多く、また検査結果については陽性、陰性の診断の確定を得ることができるものではなく、さらなるPCR検査等の再検査の必要性も生じ、職員向けに採用していく結論には至っていないところでございます。

しかしながら、ご指摘にありましたように、職員の健康状態は安心して医療が受けられる環境づくりのための基本でございます。これまで同様日々の体温チェックや健康管理には一人一人が細心の注意を払っていかねばなりません。また、今後は唾

液によるPCR検査など検査の種類や体制が拡充することも見込まれておりますので、随時検討を重ね、万全の体制を目指してまいりたいと考えております。

○議長（若山武信君） 竹村議員。

○1番（竹村恵一君）〔登壇〕 午前中の鈴木議員の質問の中でも抗体検査の質問が出ていましたけれども、スタートは一般住民、市民向けに対応という話でしたが、中でエッセンシャルワーカーにも触れていただいておりますので、私と同じような考えをお持ちなのかなというふうに聞いておりましたけれども、抗体検査というのは、答弁いただいたとおり診断の確定を求めるものではなく、過去にかかったことがあるのかとか、現在の感染の状態とか、抵抗する抗体を獲得しているのかと、これは人につしにくいかどうかというレベルなのですけれども、そういうものを個々のレベルで把握して、行動を考える目安とできるというふうに私は考えております。

PCR検査は専門的な手技が必要になりますし、全ての検査、これはPCR検査も含めますけれども、全ての検査は疑陽性または疑陰性という判断が出ることもあるというふうに聞いております。ですから、PCRが全て正解ということにはならない。そのためにも、答弁にありますように、職員の健康状態は安心して医療が受けられる環境づくりの基本と考えて、万全の体制を目指したいとおっしゃるならば、精度は低いですが、安価で時間のかからない採取の簡単な抗体検査を取り入れ、最悪となる前に最悪を想定した対応というのが必要ではないかというふうに感じます。院内感染や外来患者さんへの安心材料を持つべきではないでしょうかというふうに私は考えるのです。ですから、ぜひこの予算措置に対しての考え方、予算措置が必要かどうかという考え方が市長の中であるかないか、もう一度お聞きいたします。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 予算の確保等のお話だったと

いうふうに思います。現在院内では、抗体検査を含めまして新型コロナウイルス関連の各種検査を実施する場合の契約ですとか手順、また費用などについて検討を重ねております。また、再度抗体検査実施の意義と職員の健康管理の重要性をご指摘いただきましたけれども、改めまして今後の感染の拡大に備えた検査や診療体制の在り方と併せまして有益な手段等を引き続き検討してまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（若山武信君） 竹村議員。

○1番（竹村恵一君）〔登壇〕 先ほども言いましたが、最悪になる前に最悪を想定して対応していかなければいけない。感染者が出てから抗体検査をしたのではやはり遅いのですよ、対応するには。ですから、ぜひともそういう予算措置をしながら、最悪になる前に推し進めていただけたらというふうに思います。

公立病院ということで、こういう有事の際とか、今後経営もなかなか先行きが難しくなっていく、一自治体で公立病院が対応していくのは厳しくなる、そういう状況が来るというふうに感じております。道内でも現在地域医療連携推進法人の設立が進んでいます。ぜひこういう有事の際の対応がスムーズにいくためにも道との連携を強く持って、近隣と法人化の在り方を考えていくべきだというふうに私は考えておりますので、調査研究を進めていただいて、声を上げていってほしいなというふうに述べて、この質問は終わります。

続きまして、要旨の2、健康づくりの推進の中で感染症対策の推進が示されております。今回の新型コロナウイルスの蔓延は誰もが予想していなかった事態だというふうに思いますが、そのような事態に対応すべく計画が立てられているものと考えます。どのような動きでどのような対応がされてきたのかお伺いいたします。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 健康づくりの推進として、新型コロナウイルス感染症対策への対応についてでご

ございますけれども、第6次総合計画に感染症対策の推進として、感染症予防や蔓延防止のための知識を市民に広げることで感染症から市民の健康を守るとしてありますように、このたびの新型コロナウイルス感染症について適時市民への知識の普及に努めてまいりました。具体的には、広報3月号から毎月、手洗いやせきエチケット、病院受診の目安と相談先、3密を避けることなど、「広報あかびら」や折り込みチラシにて全世帯にお知らせしております。また、ホームページにも同様に掲載し、市民へ周知してまいりました。広報7月号には、新型コロナウイルス感染症の特集として4ページにわたり、北海道スタイルや各種相談先などの掲載を予定しており、今後も市民の方にとって必要な情報を分かりやすくお伝えしていきたいと考えております。

また、赤平市新型コロナウイルス感染症対策本部を2月25日に設置し、国や道の方針を踏まえ、庁内の体制や各課の対応について随時協議しながら進めております。現在市内に感染者の報告はありませんが、気を緩めることなく、今後も引き続き感染拡大防止に努めてまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（若山武信君） 竹村議員。

○1番（竹村恵一君） [登壇] 我々議員側も、感染者がいなくて気を緩めることなく、今までも委員会で報告をいただいたり、私も担当課に話を聞いたりとかしてきました。2月25日に対策本部を設置して以降、数回にわたり会議を開催して対応に当たられてきたというふうに推測しますけれども、誰もが体験したこと、経験したことのない新型コロナウイルスの感染症への対応全てが何が正しかったというのは誰も分からない状況だというふうに思います。市内で感染者が出ていないことや感染症対策として取り組まれてきた努力の行動には、非常に担当課をはじめ関係各位の皆様には感謝申し上げたいというふうに思います。今後も終息がまだまだ見えない状況ではありますけれども、答弁にありましたように気を緩めることなく、ぜひ関係各課との

横の連携を強くして、市民、高齢の方々に分かりやすくはつきりとした感染防止に努めていただきたいというふうに思います。

この質問は終わります。

項目3、基本目標4の「ともに学び合い豊かな心を育むまち」についてお聞きいたします。要旨ですけれども、学校教育の充実についてですが、施策の推進の中には（1）、確かな学力の育成、（2）、豊かな心の育成、（3）、健やかな体の育成と示されております。いずれも大切な育成だというふうに私も思いますが、これらは学校教育のカリキュラムの中で多種多様な勉学、行事、交流、部活動で育成されると思いますが、今回休校が続き、夏休みの期間短縮ということで、学習面は取り戻していくのかなというふうに考えますが、中止となった行事や部活動に汗して頑張ってきた3年生の最後の対応など、管内ではどのように方向づけられ、それに対して市教委としてどう考え、支援していく考えがあるのかお伺いいたします。

○議長（若山武信君） 教育長。

○教育長（高橋雅明君） 本市の基本目標4は、学習指導要領の生きる力の3本柱で形づくられております。これは、子供たちの将来を見据え、必要とされる資質、能力であります。新学習指導要領が全面実施され、主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推し進めながら、求めるべき姿の一層のレベルアップが図られようとしているタイミングで新型コロナウイルス感染症の影響が発生いたしました。今年度の臨時休業は一月半に及び、夏休み、冬休みをもってしても未履修を回避するのがやっとの状況で、その段階に至るまでには時間的な工夫だけではなく、教員の授業関連の努力は例年と比べ物にならないほど大きくなることが予想されますので、教育委員会としましては各学校の努力により学習すべき内容が終了できるよう、連携しながら進めていきたいと考えております。学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策として感染リスクの低減の工夫を求められており、全ての教科の授業や学校

行事、そして日常の部活動や対外試合にも影響が及び、延期や中止、形を変えての実施を余儀なくされております。

ご質問の中止となった運動会等の対応に関しましては、体育の授業の中で一部競技を実施し、その様子を保護者が参観できるように各学校で検討しております。また、部活動に関しましては、学校再開、部活動再開から時間がたっていないため、まだ未定が多いですが、屋外競技の野球では空知北地区の規模で7月第2週に、屋内競技のバレーボールでは中空知地区の規模で8月初旬に、感染リスク低減策を講じながら校外試合などを計画されており、またソフトテニスも親睦大会なども計画されているようです。今後につきましては、新型コロナウイルス感染症により例年どおりにならない部分も多々あると考えられますが、学校と連携、協力しながら市教委としてどのような支援ができるのか検討していきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（若山武信君） 竹村議員。

○1番（竹村恵一君）〔登壇〕部活動の対応等、管内の状況も踏まえてお知らせをしていただきましたけれども、各学校の努力により学習すべき内容が終了できる連携、また学校と連携、協力しながらの支援ということで答弁をいただきましたが、どういったことが想定されて、市教委としてはどういった考えの下、連携していかれるのか、現時点でそういう考えがあるのであれば、お聞きしたいというふうに思います。

○議長（若山武信君） 教育長。

○教育長（高橋雅明君） 各学校の努力により学習すべき内容が終了できる連携とは、学習すべき内容が全て履修できるような授業の工夫や相談について指導主事を中心に支援をすることを考えており、学校と連携、協力しながらの支援とは主に部活動を想定しており、運動部における大会等への参加や吹奏楽における演奏会の開催など、感染症対策を含め、どのような支援をできるのか学校現場と相談してい

きたいと考えております。

○議長（若山武信君） 竹村議員。

○1番（竹村恵一君）〔登壇〕やっぱりこういうときですので、しっかり声を掛け合いながらの支援というのは非常に大きくなっていくというふうに思いますから、市教委の協力というのは学校現場からしても必要なことになっていくのではないかとこのように思います。向こうから声をかけられるだけではなくて、ぜひこちらからのアプローチとかも考えていただけたらというふうに思います。

もう一点、中止となった運動会についてですけれども、各学校体育の授業の中での対応ということで、保護者の方の見学なども考えられているという答弁でしたけれども、各学校での対応に、計画とどういいますか、そういうのは任せていらっしゃるのか、それとも市教委を中心にそれぞれ小学校や体育大会の中学校が同じような考え方で対応していくのか、競技内容もし分かっていたら、そのやり方、日程等、分かっていたら併せてお聞きしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（若山武信君） 教育長。

○教育長（高橋雅明君） 運動会につきましては、例年どおり通常実施する場合でも各学校において内容が相違しておりますので、代替の授業につきましても各学校の判断に任せる考えであります。また、日程につきましてはまだ決定はしていませんので、分かりましたらまたお知らせしたいと考えております。

○議長（若山武信君） 竹村議員。

○1番（竹村恵一君）〔登壇〕ありがとうございます。保護者の方もやはり学校の行事に参加できないとか、そういう思いというもの出てくるところもあると思うのです。部活動に関しても、管内で小規模で行われるにしても、観覧ができないとか、そういう状況を耳にしていますので、どういったことができるのか、難しい判断に至るかもしれませんが、連携やサポートのできる部分はぜひ市教委のほうから力を貸してあげてほしいというふうに

思います。

今議会に関しましては、総合計画の施策に沿ってコロナ対応を中心にお聞きいたしました。まちづくりは、このコロナだけで終わることではないというふうに考えておりますけれども、全て質問は終了したいというふうに思いますが、答弁いただきましてありがとうございます。このたびのコロナウイルスの影響によって、生活スタイルは変化していくというふうに思います。テレワークやリモートワークの一般化が見えてきております。今までもスマート農業の話題というのは、議会の中でも出たりとか、よく聞くようになりました。午前中の鈴木議員の質問でもリモート授業の指摘がありましたとおり、今後はGIGAスクールをはじめとした教育環境の充実が求められると思います。道は、国の予算化されている高度無線環境整備推進事業を進めていこうとしております。我がまちも市全体の整備を考えるとすれば、そういう情報や手だてを上手に活用し、整備を進めていただきたいというふうに思いますし、取りこぼしのないような判断を市長には求めたいというふうに思います。また、関係各課と調整を密に進めていただいて、施策の推進に至っていただきたいというふうに思いますので、こういったことを要望して私の質問を全て終了いたします。

○議長（若山武信君） 暫時休憩といたします。

（午後 2時45分 休憩）

（午後 2時55分 再開）

○議長（若山武信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序5、件名1、赤平市新型コロナウイルス感染症対策本部について、2、市民生活における新型コロナウイルス感染症の影響と対策について、3、あかびら市立病院について、4、保育・学校教育について、議席番号3番、木村議員。

○3番（木村恵君）〔登壇〕 議席番号3番、日本共産党、木村恵です。本定例会は、3密を避けるということで説明員の方々にも距離を取っていただ

くことをお願いしていましたが、通告内容が多くて、今日はかなりの説明の方来ていただいております。もしよろしければ、通告所管の質問が終わり次第退席していただくようなことを議長に取り計らいいただければというふうに思いますので、お願いいたします。

緊急事態宣言は解除されましたが、経済社会活動の再開というのは感染抑止をしながら段階的に進めていかなければなりません。日本共産党は、感染拡大を抑止するための医療と検査体制の抜本的強化、これを求めています。安心して経済社会活動の再開に取り組めるようにすること、自粛と一体の補償をという立場で、大打撃を受けている暮らしと営業を支えることを一体に進めることを強く国に求めています。通常国会は閉会しましたが、この間政府ができないと言ってきたことが国民の世論と国会論戦の中で次々と実現されてきました。特別定額給付金10万円の一律の給付、あるいは雇用調整助成金、休業補償額と助成率の引上げ等々、国民世論と運動の力で実現してきたものというふうに考えております。また、家賃補助や困窮する学生への支援も不十分ながら踏み出しております。これからもコロナ危機打開へ向けて力を尽くしてまいりたい、このように思っております。

日本共産党赤平市委員会も、2月、5月と2回にわたり、赤平市へコロナ対策の申入れを行ってまいりました。今日は、そのことも踏まえながら、感染拡大を抑止しつつ市民の暮らしと営業を支え、安心して経済社会活動を再開するために、これまでの赤平市の対応がどうだったのか、また今後について何が必要なのかといったことを質問していきたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

件名の1です。赤平市新型コロナウイルス感染症対策本部について、項目の1、現在までの経過と基本方針について、要旨の1です。赤平市新型コロナウイルス対策本部が設置され、4か月が経過をしました。感染が拡大していき、国や道の方針が日々変

化していく中で、市民の方々はテレビやネットからの情報に振り回され、不安な日々を過ごすこととなりました。補償のない休業や自粛、どこで感染するか分からないといった不安によるものです。全国の自治体は、感染者の有無にかかわらず対策本部等を設置し、感染防止策や市民生活支援策、企業支援策などを講じるとともに、地域住民に対して正確な情報発信と対策の周知を行ってまいりました。赤平市新型コロナウイルス対策本部の現在までの経過、定例会初日の市政報告等でも述べられておりますが、この経過はどのようになっているのかを改めて伺いたいというふうに思います。

また、このコロナ禍において、畠山市長は対策本部長としてどのような基本方針を持って陣頭に立っておられるのか、併せて伺いたいというふうに思います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 現在までの経過と基本方針についてでございますが、国内において1月15日に初の感染者が公表されたことにより、本市においても新型コロナウイルス感染症に関する情報の収集等を行ってきたところであります。2月28日には北海道緊急事態宣言が発令され、本市におきましてはその前に2月25日に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置したところであります。

現在まで9回の新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催いたしまして、基本方針として情報提供、感染状況の把握、感染拡大防止対策等に取り組んでまいりました。また、赤平市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、職員が感染者となった場合や濃厚接触者となった場合の対応につきましても協議してきたところであります。そのほかに、イベント、集会、会議等の取扱い、社会教育施設の休館や休止、学校の休校、分散登校の実施などについての方針の確認を行い、様々な情報の共有に努めてまいりました。それらの情報につきましては、市民の皆様にも随時「広報あかびら」や赤平市のホームページなどで公表してきたところであります。

今般の新型コロナウイルス感染症につきましては、終息への道筋が見えないところではあります。市民と事業者の皆様様の長期間にわたる外出の自粛や休業要請へのご理解とご協力により、赤平市内においては感染された方の報告もなく、落ち着いたところではございますが、北海道全体ではいまだ予断を許さない状況にあると考えているところであります。今後新しい生活様式を取り入れ、新北海道スタイルを実践していきながら、感染症拡大の終息にめどがつくまでの間と終息後の回復に向けた取組を商工会議所と連携し、全力を挙げて取り組んでまいりたいと思います。

○議長（若山武信君） 木村議員。

○3番（木村恵君） [登壇] 情報提供、状況把握、感染拡大防止等に取り組んできたこと、情報収集もしっかり行ってきたという内容だったと思います。陣頭指揮に当たっては、特段何を優先にということとは述べられなかったのだろうというふうに思いますけれども、答弁の中にあつたように、市民の方々であるとか、市内の企業、事業者の皆様のご理解の下、協力の下、感染報告がないというところは非常に大切なところなのだろうというふうに思います。対策本部もしっかりと機能してきたからこそだというふうに言えるのではないかとこのように思います。

特措法に基づく休業要請により売上げが落ち込む飲食店等への緊急支援、これは4月中に支給が始められたということで、事業選択についてもスピードについても大変評価される内容だというふうに思っております。また、特別定額給付金についても、97%でしたか、大変早い段階からの高い給付率ということになっているというふうに思います。本当に市民の方々からは喜ばれているというふうに思っております。

今は、この感染状況といえますか、少し落ち着きを取り戻し、通常に近いような生活になっているのかなというふうに思っておりますけれども、先ほど来議論にありましたように、第3波というものがい

つ来るか分からないという、予測もつかないという状況の中で対策本部というのは、恐らくですが、引き続き設置された状態が続いていくのだろうというふうに思います。今後も素早い情報収集、そして状況判断していただいて、適切な対策、本当に必要だ、困っているというところへの適切な対策、支援というものを続けていっていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。項目の2です。国の2次補正に対応する考え方についてです。要旨の1です。国の2次補正予算、これが6月12日に成立をしました。日本共産党は、雇用調整助成金の上限引上げや家賃支援給付金、学生支援給付金の創設など、不十分さはあるものの賛成できる内容ではあるが、全体の3分の1を占める10兆円もの予備費が計上されているという1点において反対をしております。憲法83条の国の財政を処理する権限は、国会の議決に基づいてこれを行使しなければならない。財政民主主義の大原則だというふうに思います。とはいえ、成立をした2次補正ですけれども、第2弾の地方創生臨時交付金、これ昨日内容も明らかにされたというふうに思いますが、第1弾は本定例会、先ほど来議論ありますが、最終日に明日補正提案されるというふうに伺っております。第2弾の使途について、対策本部ではどのように取りまとめていく考えなのかお伺いしたいと思います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 国の2次補正に対する考え方についてでございますけれども、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、本年4月20日、閣議決定において新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や市民生活を支援し、地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかな事業を実施できるよう、地方創生臨時交付金が設立されたところであります。本市におきましては、第1次交付限度額9,782万3,000円を活用して、感染拡大の防止、事業者支援、地域経済の回復、遠隔オンラ

イン学習の環境整備などの取組を進めるため、今定例会に補正予算案を提出させていただいたところであります。

そこで、ご質問の国の第2次補正予算の地方創生臨時交付金の使途についてでございますが、国の第2次補正予算が6月19日に成立し、2兆円上積みされた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金では、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応を後押しするとともに、新しい生活様式等への対応など、地域の実情に応じた取組を力強く支えるとされたところであります。6月24日に第2次交付限度額3億2,714万5,000円が示され、交付金の活用方法については新型コロナウイルス感染症対策本部において事業案の協議を行う予定としており、事業案が決定次第速やかに補正予算の提案をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（若山武信君） 木村議員。

○3番（木村恵君） [登壇] 第1弾のほうは、交付額の上限示されてから事業計画の提出までの期間というのが若干短くて、事業を選ぶにも大変時間が短かったことから、作業のほうはなかなか大変だったのかなというふうに思います。ある意味これは、トップダウンで進めなければ間に合わなかったような内容ではないかなというふうに思っております。その中でも、補正予算の内容を見ますと事業選択、優先順位等も含めてしっかり行われたのではないかという印象を持っております。冒頭述べた我が党の申入れにも合うような内容というのが含まれているのではないかというふうに思っています。

詳しいことはあしたの補正予算の質疑で行いたいと思いますけれども、今述べられた第2弾、3億2,700万ぐらいですか、これについては事業者への家賃支援や雇用維持のほうの分と新しい生活様式に対応した地域経済活性化というふうに一応分けられているようです。1対2ぐらいの割合になるのかなというふうに思います。赤平市でもそういった感じになっているのかなと思います。第1次も、若干の縛

りといえますか、当然コロナに関するものでありながらも、こういったものには使えませんという留意点等がありました。第2弾も恐らく同じようなことあると思いますけれども、ぜひ柔軟に対応していただきたいということと、若干今までの経緯も当然あると思うので、今まで考えてきたことプラスこれから事業計画まで、出す時間が若干あると思いますので、しっかりと対策本部のほうで各課で集めた情報を吸い上げ、答弁にあったような事業案の協議というのを対策本部のほうでしていただいて、必要な対策を打っていただきたいというふうに思います。ぜひ現場の声というものをしっかりと入れたものにしていただきたいというふうに要望したいと思いません。

次の質問に移ります。件名の2です。市民生活における新型コロナウイルス感染症の影響と対策についてです。項目の1、生活困窮などに対する対応について、要旨の1です。緊急事態宣言による休業要請や外出自粛要請などからくる事業者の減収など、生活困窮に陥った市民に対して市税、国民健康保険税、介護保険料、水道料金等の支払い猶予あるいは減免できる制度をホームページや広報6月号で周知しております。それぞれ基準や要件が分かりづらい内容になっているかと思いました。実際はそれぞれどのようなになっているのかを伺いたいと思います。

市税に係る特定制度はある程度具体的に説明がありましたが、あくまでこれは1年間の猶予のみなのかどうか。また、上下水道は先ほども議論ありましたが、これは猶予のみなのだろうというふうに思います。また、国民健康保険税などは減免規定があります。収入の減少率など基準が示されておられません。どのような基準になっているのか伺いたいというふうに思います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 市税、国民健康保険税、介護保険料、水道料金及び下水道使用料の支払い猶予等に関するご質問でございますが、市税につきましては新型コロナウイルス感染症に係る地方税法改正に

基づく対応となっております。本年度はホームページにも記載の特例猶予による1年間の猶予のみの対応で、法人、個人事業主及び個人の市税が対象となっております。このほか、令和3年の事業用固定資産税の軽減措置が予定されておりますけれども、設備等の償却資産及び事業用家屋に対する固定資産税と事業用家屋に対する都市計画税が事業収入に応じ軽減されるもので、市に申告が必要となりますが、この軽減措置につきましては中小企業庁等より詳細が明らかにされましたら、ホームページ等での周知を予定しております。

国民健康保険税の徴収の猶予につきましては、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国民健康保険税が対象でございます。新型コロナウイルスの影響により令和2年2月以降の任意の期間において事業等に係る収入が前年同月に比べておおむね20%以上減少しており、一時に納付し、または納入を行うことが困難である方を対象としております。減免につきましては、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されている分の国民健康保険税を対象としており、新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の主たる生計維持者が死亡か重篤な傷病を負った場合には全額減免、新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入か給与収入の減少が見込まれ、事業収入などのどれかの減少額が前年の当該事業収入などの10分の3以上であること、前年の合計所得金額が1,000万円以下であること、減少することが見込まれる事業収入などの所得以外の前年の所得合計額が400万円以下であること、以上3つの条件全てに当てはまる世帯の方につきましては、世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額によって10分の2から10分の10の減免割合となっております。

このほか、傷病手当金につきましては、赤平市国民健康保険の被保険者でお勤め先から給与の支払いを受けている被用者の方で、新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり、感染が疑

われ、療養のため労務に服することができなかつた方を対象としておりまして、令和2年1月1日から9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間を適用期間としておりまして、これらにつきましてはホームページにも掲載させていただき考えであり、とりわけ減免や傷病手当金につきましては7月には納付書、保険証を発送いたしますので、概要を記載させていただきましたリーフレット等を同封し、ご案内させていただき予定であります。

介護保険料の徴収の猶予となる保険料につきましては、申請のあった日の属する月の保険料から6か月以内の月分に係る保険料とし、財産等の損害割合が30%以上の場合と収入の減少割合が30%以上の場合を対象としております。また、減免につきましては、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されている分の介護保険料を対象としており、対象要件につきましては2種類ございまして、1つ目としましては、新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の主たる生計維持者が死亡か重篤な傷病を負った場合で、全額減免となります。2つ目といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のうち、いずれか本年の減少見込額が前年と比べ10分の3以上になることが見込まれ、かつ減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得金額が400万円以下である場合が対象となります。減免額といたしましては、主たる生計維持者の方の前年の合計所得金額が200万円以下、または事業等の廃止または失業された方は対象保険料額の全額減免、200万円を超える場合は10分の8の減免割合となっております。これらにつきましては、国民健康保険税と同様、ホームページにも掲載させていただきたく考えております。

水道料金及び下水道使用料の猶予につきましては、さきの議員のご質問に対する答弁にもごさいますように、このたびの新型コロナウイルス感染症により新たに支払いが困難となった方に対しまして、

6月請求分より当面9月請求分までの4か月分を対象に、申請書等を提出いただくことによりましてそれぞれ最大6か月間、支払いの猶予を定め、運用しているところであります。また、それ以前に相談を受けております4月初旬から5月初旬までの相談者9件に対しましては、従前どおりの納付相談等により水道の供給を継続しており、うち1件につきましては支払いが完済しております。

以上、ちょっと分かりづらい説明になったかと思えますけれども、ご理解いただければと思います。

○議長（若山武信君） 木村議員。

○3番（木村恵君） [登壇] 質問しているほうが幅広く質問しているので、どうしても説明も長くなってしまって申し訳ないところでありますけれども、広報のほうには1か所にどんと載っている内容なので、今の質問の内容が。ですので、できればもうちょっと詳しく周知のほうをしていただきたいというふうに思います。

国民健康保険税、介護保険料については、定例会初日の専決処分の内容の下にということだったのかなと思うので、周知は既に可能だったのではないかなというふうに考えております。答弁にあったように、今速やかにホームページ等の周知をお願いしたいというふうに思います。

そこでなのですが、国民健康保険についてですが、猶予については前年同月ということであったのですが、減免になりますと前年收入からの減少額ということで10分の3以上ということがありました。今コロナ対応ということですので、当然1年間待つということはないのかなど。ここにおいてどのように算定をしていくのかということなのですが、北海道後期高齢者医療広域連合では、今年2月から減免を申請できる月までのうち、最も低い月の収入を基準として年間の見込額を算定し、減免の判断をするということになったそうです。一方、国民健康保険は、市町村が一定の合理性を担保しつつ判断することとされております。厚労省は、それを約3か月程度というふうに助言をしております。

す。例えば札幌市でいうと、直近3か月というふう
に決められたようです。道のほうでも1か月ではな
く3か月ということを行っている。ただし、北海道
議会でもこれは市町村のほうの判断に委ねるとい
うか、判断できるものだということが保健福祉部
のほうで答弁されているのを見ました。

私は、広域連合の算定基準のように一番下がっ
てしまった月を基に、それ掛ける12というか、そ
ういうふうな算定基準で行っていくことが後期高
齢のほうと介護も国保も全部平等にというか、な
るのではないかというふうに思っておりますが、こ
の辺の考えについてお伺いしたいというふうに思
います。

あと、傷病手当金のほうですけれども、これも
専決処分条で条例改正されておまして、これに対
して否定するつもりは全くございませんが、鳥取
県では個人事業主等に傷病給付金として出せる
制度を新たに創設しているということもあります。
こういったこともこの際検討してみてもどうかと
思いますが、お答えを伺いたいと思います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 国民健康保険税の減免申
請に係る算定方法でありますけれども、現在にお
いても北海道保健福祉部より減免に関する通知
があるところでございますが、北海道後期高齢
者医療広域連合におきましては令和2年2月か
ら申請月のうち収入が減少した任意の月の収
入額、減収後の額が最も低い月など、これら
を12か月分、年額でございまして、これらに
換算し、見込額を算出することを基本として
おり、当市の国民健康保険税も同様に取
り扱うこととしてございまして、また、傷病
手当金につきましては、ご指摘にありまし
たとおり、鳥取県岩美町、岐阜県飛騨市
で個人事業主にも支給するよう独自で支
援制度を創設しておりますが、厚生労働
省においては特別調整交付金により支
給額の全額を支援することとしており、
対象者は被用者としております。し
かし、ご提案のありました個人事業主
につきましては、他市の状況も見なが
ら検討してまいりたいと考えてお
ります。

○議長（若山武信君） 木村議員。

○3番（木村恵君）〔登壇〕 まず、算定の方法
については安心をいたしました。コロナ第3波とい
うのは、先ほども言っていますけれども、いつ来
るか分かりませんので、個人事業主やいわゆる家
族従事者等の方は被用者として認められないがた
めに、同じ被保険者でも傷病手当が受けられな
いということになります。大変厳しいのではない
かというふうに私考えておまして、こういった方
にも平等に行き渡るように、給与所得で区切ら
ずに、先ほど最後検討していただけたというこ
とでしたので、ぜひ早急に検討のほうはして
いただきたいと思いますというふうに要望し
たいと思います。

水道料金、下水道料金等については、先ほども
他市町の例を挙げながら減免のほうを安藤議
員のほうで求めていたというふうに思いま
す。沼田町でも企業支援として、売上げの減
少しているところに緊急支援として6か月分
相当を、水道料金かな、6か月相当を独自
支援しているということも聞きました。緊急
コロナ企業支援策、市民も当然そうですけ
れども、こういったことも踏まえて、先ほど
から言っていますように対策本部のほうで
各課横断的な議論をしていただけて、商工
労政観光課と上下水道課とそういったと
ころで検討してみてもいいかというふう
に思いますので、ぜひコロナ対策本部の
ほうでしっかりといろいろなことを議論
していただきたいと思いますというふう
に思います。これは、要望としておき
ます。

次の質問に行きます。要旨の2です。新
型コロナウイルス感染症の影響を受けて困
窮している市民の方が生活を立て直すた
めに利用できる制度、これにはどのよう
なものがあるのかお伺いしたいという
ふうに思います。また、それらの制度が
今回のコロナ禍によって拡充をされて
いるというふうに思いますが、そうい
った変更点なども併せて、特に生活保
護制度のほうはどういった変更点があ
るかお伺いしたいというふうに思いま
す。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 特に生活保護制度の変
更点に

ついてどのようになったのかということでございますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方に対して、厚生労働省より支援策をまとめた生活を支えるための支援のご案内が示されております中で、影響を受けた市民が生活を立て直すために利用できる制度としては、生活福祉資金として緊急小口融資の特例貸付けと総合支援資金の特例貸付けがあります。

緊急小口資金は、一時的な資金が必要な方、主に休業された方に対する資金でございます。緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に費用の貸付けを行います。貸付け対象者は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付けを必要とする世帯であります。貸付け上限額が従来10万円以内とする取扱いを要件に、該当すれば20万円以内、その他は10万円以内、据置期間が従来2か月以内を1年以内、償還期間が従来12か月以内を2年以内、貸付け利子、保証人は不要となっております。手続は、社会福祉協議会、または労働金庫、あるいは取扱い郵便局で行っております。

次に、総合支援資金につきましては、生活の立て直しが必要な方、主に失業された方などでございますが、これらに対し、生活再建までの間に必要な生活費用の貸付けを行います。貸付け対象者は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯で、従来は生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業等による支援を受けていることが要件となっておりますが、不要となっております。また、据置期間が従来6か月以内を1年以内、貸付け利子、保証人が従来保証人有の場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする扱いを無利子、保証人不要となっております。手続は、社会福祉協議会で行っております。今回の特例措置では、新たに償還時においてもなお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとなっております。

次に、生活困窮者自立支援制度では、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、様々な課題を抱える生活困窮者に対して一人一人の状況に合わせた包括的な支援を実施しております。当市の相談窓口といたしましては、NPO法人そらち生活サポートセンターにおいて支援を行っております。

次に、住宅確保給付金の支給については、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間家賃相当額を支給するものであります。対象者は、離職や廃業後2年以内の者でございましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ、これに加えて個人の責任や都合によらない休業等により収入が減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者も対象者として拡充されました。また、支給要件の一つ、誠実かつ熱心に求職活動を行うことについても、申請時のハローワークへの求職申込みが不要と緩和されております。

次に、生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としております。生活保護制度での変更点についてですが、制度についての変更点はございませんが、先ほど鈴木議員のご質問でも答弁いたしましたとおり、厚生労働省より通知がありました新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等における対応に基づき、認定業務等に際し、各ケースにおいて適切に対応してまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（若山武信君） 木村議員。

○3番（木村恵君） [登壇] 総合支援資金、生活困窮者自立支援制度、住宅確保給付金、あと小口資金もありましたけれども、ホームページのほうには恐らく小口資金のほうしか赤平市は載っていないのではないのかなというふうに私確認を取っておりますが、ぜひこういった制度もしっかりとホームページ等で周知のほうはしてほしいというふうに思います。

あわせて、生活保護についてはご答弁のとおり、制度の変更点ではなく保護要件の取扱いの緩和というところがされているというふうに思います。例えば車両等、そういったものの弾力的な運用というのも認められているということであったり、先ほど議論があったように、速やかな手続というところだというふうに思います。いずれにしても、生活保護についてなのですけれども、こういった今現在取扱いの緩和というのがコロナ禍の中で起こっておりますが、赤平市のホームページを見まして生活保護のページを見ると、生活保護を受けるにはというところがあるのですけれども、1、2、3、4つであるのです。その2番目のところなんかでいうと、生活に必要なもの以外は処分するなどして生活費に充てなければなりません。全てこれ1から4はなりませんのですけれども、言っていることは正しいのです。そのとおりなのですけれども、現在はコロナ禍において、例えば車の運用は認められているとかという要件緩和が行われているので、そういうものをコロナのほうのページでも周知をしていくとか、そういったことをやっていかなければならないのかなというふうに思っております。今のコロナの状況だと、誰がいつ生活困窮に陥るかということが本当に分かりません。今回の要件緩和も含めて、コロナ関連のところでも様々セーフティーネットがあることをぜひ周知していただきたいというふうに私は考えております。

長野県では、パンフレットで、生活が立ち行かなくなることは誰にでも起こり得ること、先ほど市長述べられました、憲法25条の生存権の理念に基づく最後のセーフティーネットが生活保護ですと分かりやすく説明、周知をされております。先ほど言ったように、市のホームページの印象も少し変えていただくとか、生活保護というのは本当に市民の方、あなた方の権利なのですと、ためらわずに申請をしていただきたい、こういう姿勢を見せていただきたいというふうに思いますが、市長の考えをお伺いしたいと思っております。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 議員がおっしゃるとおり、ホームページでも新型コロナウイルス関連情報にて生活困窮者に対する支援情報として掲載してまいりたいというふうに考えております。

また、市長の考えをとということでございますが、生活保護については様々な事情がある方もいらっしゃいますが、ためらわずにご相談していただき、必要な支援を受けていただければと思います。

○議長（若山武信君） 木村議員。

○3番（木村恵君） [登壇] ありがとうございます。ためらわずに相談をしていただきたいということを言っていただきました。ぜひこういうふうに、生活保護というのはどうしてもバッシングみたいなものがあったり、水際作戦みたいなものがあったり、そういうものがあるのですけれども、赤平市では水際等々は、以前も議論しましたけれども、やっていないということで答弁いただいております。本当に困った方にこういう制度が行き届かない、そういうような世の中にはなあってほしくない、ぜひ周知のほうと相談を聞きますよという、そういう周知をしっかりと行っていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。項目の2、新型コロナウイルス感染症の影響による雇用の状況と対策について、要旨の1です。持続化給付金についてオンライン申請しても届かないという悲鳴が上がっていることやサービスデザイン推進協議会のいわゆる中抜きではないかという問題、あるいは電通などからの再委託、再々委託など、国会でも様々な議論がありました。とにかく急いで必要な方に給付をしていただきたいというふうに思います。国会は閉会していますが、委託の問題というものは税金の使われ方ということで大変大きな問題だと私は思いますので、こちらは当然しっかりと明らかにする必要あると思えますけれども、何はともあれ持続化給付金、手元に早く届けていただきたいというふうに思います。

赤平市においても申請をしている事業者の方々が

いらっしゃるというふうに思います。市内事業者で申請している件数や給付を受けた件数などをどのように把握しているか、伺っているか伺いたいというふうに思います。また、生産調整などによる休業、市内企業の状況、そういったところも併せてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 持続化給付金につきましては、事業者から国への直接の申請でございますので、市として正確な数字はつかめておりませんが、申請のサポートをしております商工会議所への聞き取りですとか建設業協会へのアンケートによりますと、約70件の申請があるという状況でございます。給付につきましても件数は確認できておりませんが、オンラインでの申請となっております、書類等に不備がなければ2週間ほどで給付されているようでございます。

市内企業の休業の状況につきましては、飲食店等をはじめ、新しい生活様式として感染防止対策等を講じて動き始めてはいるものの、製造業等一部の企業では4月から生産調整に入り、出荷に合わせて休業としているなど、依然として厳しい状況にあるものと思われまます。雇用調整助成金の活用ですとか、セーフティーネット、固定資産税の軽減措置など、国の支援制度につきまして情報収集を徹底し、制度の周知を図りたいと考えております。特に観光産業など外出自粛による影響を受けた業種につきましては、外食需要やインバウンド需要の減少、イベント開催自粛等による大きな打撃を被っており、今後の回復の時期を待つ状況でございます。

今後も終息が見通せない状況にあり、長引くと予想される経済の回復に備え、市といたしましても国や道の支援を注視しながら、制度の周知や企業等の雇用確保と事業を継続するための支援策を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（若山武信君） 木村議員。

○3番（木村恵君） [登壇] 70件ということで

した。持続化給付金というのは売上げ半減以上ということですから、これは相当深刻な状況になっているのだろうなというふうに思います。給付については、オンラインですので、確かに確認というのなかなか難しいというふうには理解できますけれども、不備がなければ2週間ということでしたけれども、不備がないのに2週間たっても来ないというようなのが報道でばんばん、ばんばんされているような状況ですので、赤平市でどうこうという問題ではありませんが、ぜひそういうところもしっかりと把握して、困っている企業を何か助けられるようなことがあればということでもしっかりと情報把握に努めていただきたいというふうに思います。

生産調整に入ったところもあるということですので、そうすると今度は雇用調整助成金というのが大変重要な制度になってくるのかなというふうに思います。企業にしっかりとこれも周知をして、活用のほうをしていただきたい。実際活用されている企業はあるというふうに私も聞いておりますけれども、6月はいいけれどもという話もありましたので、今後例えば同時にこれ利用できないものですが、先ほど言ったように休業支援金というのは労働者個人が直接申請をして直接支給を受けられるという制度、これが2次補正で国会ぎりぎりでも決まりまして、これが恐らく7月からというふうに言われております。まだ詳細ちょっと分かりませんが、こういったものも分かり次第すぐ速やかに周知徹底のほうを図っていただきたいなというふうに思います。

答弁の最後のほうにありましたけれども、雇用の確保と事業の継続支援、これまさに急務なのだろうというふうに私も思っております。先ほども述べましたけれども、第2弾の地方創生臨時交付金、こちらの活用も当然そうですけれども、さっき議論ありましたようにイベント等の使われなくなった予算というものが確かにあると思うので、その組替え、検討されていくということでしたけれども、そういったものも含め、本当にでき得限りの支援策というのをしっかりと講じていただけて、赤平市

から一つも企業をなくさない、こういう決意でぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。項目の3です。介護施設や介護予防の取組について、要旨の1です。介護施設や介護予防の取組についても、いわゆる感染症対策と事業の継続、これを並行して行っていく上では大変な困難があるというふうに考えます。札幌市では高齢者施設がクラスターとなり、感染が広がりました。また、感染拡大防止のために通所利用できなくなったり、制限がかけられたりしているケースも見受けられます。介護事業所などのコロナによる減収、これの補償というのをしっかりとしていかなければ、介護基盤を崩壊させかねない状態ではないかというふうに思います。

国に対してこういったことをしっかりと求めていく必要があると考えますが、市内の介護施設等の状況、今どのようになっているのかお伺いしたいと思います。また、運動教室など社会福祉協議会や包括支援センターで行っている介護予防の取組についてはどのようになっているのか、併せてお伺いします。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 介護施設や介護予防の取組についてでございますが、初めに市内介護施設等の状況についてでございますけれども、近隣に感染が発生した際に、感染予防のため一時的に通所介護サービスが休止いたしました。利用者には大きな影響を及ぼすことがないように、一、二週間でサービスを再開しております。感染を恐れての利用控えについてですが、数名が通所介護サービスを一時的にお休みしたとの報告を受けておりますが、そのほかはおおむね通常どおりの利用となっております。しかしながら、長引く感染症対策に介護職員は消毒など手間のかかることも増加しております。精神的にも大変疲弊していると伺っております。今後介護施設で感染者が発生し、感染が拡大した場合、サービスの中止や職員の不足など介護崩壊が起りかねないため、サービスの提供体制に必要な対策が講じられる

よう、全国市長会等を通じ、国へ要望しているところでございます。

次に、介護予防の取組についてでございますが、外出自粛が長期化したことで高齢者の筋力や体力の低下、健康面での影響が懸念されましたことから、介護予防についてリーフレットの全戸配布や広報、ホームページにて周知をいたしました。緊急事態宣言が解除され、6月からはまる元運動教室、ミニデイサービスかえで、これらを再開いたしましたけれども、会場の消毒や換気、職員、そして参加者の体調管理など感染対策を講じ、実施しております。エリアサポーターの体操やサロン活動の再開に向けた支援については、担当課と社会福祉協議会と打合せを行いながら、リーフレットの配布など感染防止の取組を進めておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（若山武信君） 木村議員。

○3番（木村恵君） [登壇] まず、介護施設のほうですけれども、北海道連絡会というところが5月に道内の訪問看護、訪問介護、デイサービス、ショートステイの3,406事業所にアンケートを送付したところ、1,248件、36.6%の回答が寄せられたということです。これは、過去最高だというふうに聞いております。マスクや防護服、消毒液などの衛生資材が4割が不足をしていると答え、経営状況でいえば5割が減収になっているというふうに答えているそうです。デイサービスでは何と8割の事業所が減収しているということで、感染者の多い札幌市内の事業所に至っては9割が減収しているというふうに答えています。

赤平市でも、今答弁にあったようにほぼ通常どおり通われてきているというですけれども、そうなりますと消毒液であったりマスクであったり、そういったものの衛生資材のほうは今度経営を圧迫してきたり、あるいはスタッフさんの心のケアといったところが大切になってくるのだらうというふうに思いますけれども、明日の補正予算で衛生資材について若干支援のほうがあるように思いますが、市内事業

所さん事業を続けていけるような支援策ということ
です。これを今答弁にあったように国や道に対して
しっかり求めていくということと同時に、赤平市独
自でできることを模索してやっていっていただき
たいというふうに思います。

また、介護予防の取組についてですけれども、高
齢者の方々の健康面や体力面考えると、現段階では
感染予防、防止対策をしっかりしながら、少しずつ
徐々に徐々に再開していくということには一定理解
はできるのかなというふうに考えます。特に市職員
が常駐していないエリアサポーターの活動などにつ
いては、配布されているリーフレットというのかな、
新型コロナウイルス感染症に気をつけて通いの場を
開催するための留意点というものが配られていると
思うのですが、こういったもので本当に距離を取
りましょうとか、消毒をしましょう、マスクをつ
けたまま運動するときは休憩をしましょう等々い
ろ書いてあるのですが、これ配られてもまだまだ
エリアサポーターの方々自分たちだけでやる
のは不安が伴うと思います。だけれども、やっぱり
開けてほしいという声がすごくあるので、やりたい
という思いもあると聞いております。

ぜひ、毎回とまでいなくてもいいのですが、少
なくとも初めのうちはですけれども、保健師さん、
運動教室等々やっているとところに行っていた
いで、衛生指導等をしていただきたいというふう
に思います。保健師さんのお仕事も大変だと思
うのですが、そういったところからいわゆるクラ
スター出さないようにということにぜひ気を付
けながらの再開というのを目指していただきたい
というふうにお願ひ申し上げたいと思います。

次の質問に移ります。項目の4です。社会教育
施設等の対応についてです。要旨の1です。社会
教育施設の利用について、いわゆる距離を保つ
であるとか、換気する、消毒するなど感染症
対策というのがあると思います。また、行政
常任委員会で伊藤委員から連絡先を記入し
てもらいたいという指摘

あったと思うのですが、その後ほとんどの施設
で今氏名、連絡先の記入が実施されているとい
うふうに思います。これなのですけれども、ど
のような基準で行っているのかということな
のです。個人情報ということになっていきます
ので、管理の面においてガイドライン等を設
けているのか、そういったことを聞きたいとい
うふうに思います。

併せてなのですけれども、最近目立ちます北
海道コロナ通知システム、これホームページ
でも周知されていて、市庁舎の入り口にもあ
ると思うのですが、これについてですけれど
も、積極的に利用を促すなど北海道からの指
示というのはあるのかどうかお伺いしたい
というふうに思います。

○議長（若山武信君） 教育長。

○教育長（高橋雅明君） 現在社会教育施設
では、新型コロナウイルスの感染防止対策とし
まして施設入り口等に注意事項を掲示し、窓
口にはビニールシートを貼り、飛沫防止等に
努め、手指消毒やマスクの着用、施設、備品
などの清拭など小まめに行い、施設利用者
の方には密集、密接、密閉とならないよう
、人と人との間隔を取る、椅子と椅子との
間隔を空ける、窓の換気を小まめに行うな
どご協力をお願いしているところでありま
す。また、来館された方には、保健所など
関係機関からの情報提供依頼に備え、氏名
、連絡先を記載していただいております。特
にガイドラインは示されておりませんが、
個人情報になりますことから、金庫などに
保管、施錠管理し、個人情報が不要とな
った時点で順次廃棄することとしており
ます。

北海道コロナ通報システムにつきましては、
北海道と札幌市が感染防止対策として5月
29日から運用を開始しております。登録
施設に提示しているQRコードをスマート
フォンなどで読み込めば、もし感染者が
読み込んだ日にその施設を利用していれば
、読み込んだ方へ注意喚起の通知をする
ものとなっております。赤平市に対しま
しても、北海道新型コロナウイルス感
染症対策本部より、本システムを住民
や事業者に対し利用していただけるよう
周知の協力

依頼があり、市民の健康管理の一助ともなることなどから、社会教育施設等の登録を行ったところでございます。引き続き市ホームページなどで本システムの利用を呼びかけるとともに、新型コロナウイルス感染防止対策に努めてまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 木村議員。

○3番（木村恵君）〔登壇〕特にガイドラインは示されていないということでしたけれども、金庫に保管して、不要となったら廃棄するということが、個人情報になると思いますので、やるからにはしっかりと施設ごとにマニュアルをつくる必要なども私はあるのではないのかなというふうに思うのです。例えばどの施設も一人ではないので、責任者をきちっと決めて、保管から廃棄まで期間をどのぐらいというふうに決めて、例えばコロナの感染の保健所への情報提供ということになるのであれば2週間とか3週間とか、それぐらいの期間を決めて、その都度というか、それを超えたら捨てるというようなこととか、しっかりとルールつくってやっていく必要があるのかなというふうに思います。

北海道コロナ通知システムについては、周知の協力依頼があったということだったのですけれども、積極的に展開していくといったものではないのかなという印象を受けました。今コロナ感染確認アプリというのもニュース等で報道されておりますけれども、なかなか思うように進んでいないということがあります。あわせて、こういったQRコード読み込んでというのもスマホ持っていないと当然できないということもありますので、現段階では、アナログになりますけれども、連絡先記入していただくという、職員の方大変だと思っておりますけれども、これが一番堅実な方法なのかなというふうに思いますので、事務的な作業大変でしょうけれども、しっかりと取扱いに注意して今後行っていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。項目の5の避難所の対策についてです。要旨の1です。これから大雨や土砂災

害などが心配される時期になってきております。今日の朝も、千葉のほうでしたっけ、震度5というすごく大きな地震あったということで、また九州のほうでは50年ぶりの大雨というのも報道されておりますが、本当にこれから大雨、土砂災害心配される時期になってきます。現在の指定避難所で収容可能と言われている人数は、感染症対策を並行して行う場合受け入れられなくなってくるというふうに考えます。現在23の避難所ありますけれども、いわゆる3密を避けて避難生活を送る場合、何割程度の収容可能人数になっていくのかお伺いしたいというふうに思います。

また、対策に必要なパーティションの準備など備品を備える。それと同時に、収容人数減るということになれば避難所も含めて数を増やしていくなど強化もしていかなければならないのかなというふうに思いますので、そういった今後についての考えをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 避難所の対策についてでございますが、議員のご指摘にもございましたとおり、3密を避け、感染症対策を取りながらの避難所開設は収容可能人数が大幅に減少するというふうに考えられております。その場合、避難所の形状にもよりますけれども、収容人員は約3割程度になると想定してございます。その対策といたしましては、避難所用テント等の備品を活用して最大限の収容人数を確保できるよう努めてまいりたいと考えております。今後につきましては、備品等の充実を図るため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しながら、避難所用テントの購入、避難所での換気や暑さ対策で使用するための大型扇風機、赤外線サーモカメラやマスクなどを購入する予定でございます。

先日、北海道主催による新型コロナウイルス感染対策を取りながらの避難所開設訓練が開催され、現在その結果について検証が行われているところでございます。当市における避難所の拡充につきまし

ては、この検証結果を踏まえ、要領等の見直しなどについて検討してまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（若山武信君） 木村議員。

○3番（木村恵君）〔登壇〕 大幅に減るという話でした。コロナがいつ終息するか分からない中で、災害は逆にいつ起こるか分かりませんので、市内全ての指定避難所、これが一度に利用されるようなことというのはなかなか想定されないかもしれませんが、それでも災害時の交通状況であるとか、様々な要件から使えない場所が出てくるといったこと、いろいろなケースあると思うので、しっかり想定していただきたいというふうに思うのですが、収容可能人数が約3割程度まで落ちるということになりますと、災害の種類や規模、場所にもよりますが、基本的には生活館であるとか町内会館というものはほとんど活用するのが難しい状況になってくるのかなというふうに考えられると思うのです。ぜひ防災マップや避難所の数等々、場所も含めてなのですけれども、しっかりと今後に向けて協議のほうをしていただいて、市民の安心というのを守っていただきたいと思いますので、よろしく願いしたいというふうに思います。

次の質問に移ります。件名の3です。あかびら市立病院について、項目の1、現在の対応等について、要旨の1伺います。コロナ禍の中で、本当に危険と隣り合わせというような状況で働いておられる医療従事者に皆さんには心から感謝を申し上げたいというふうに思います。市民の方々が必要な医療を受けられるために、病院入り口で検温や症状に応じた動線の確保等感染症対策を行っているというふうに思います。これの状況をお伺いしたいというふうに思います。

また、3月、4月は、やはり感染への不安からか、外来患者さんが少ないような状況でしたけれども、最近外来患者さんも少しずつ戻ってきているように見受けられます。検査や手術など必要な医療が行えない、受けられないなどといったことが起こって

ないのかお伺いしたいというふうに思います。

併せてですけれども、ボランティアの方々がもう今再開をされておりますけれども、ボランティアの方々の感染予防対策、しっかりと行われているのか伺いたいと思います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 市立病院の感染症対策でございますが、ご指摘のとおり、5月から外来玄関入り口において看護師による検温と症状や行動歴などの問診によるトリアージを行っております。これにより感染症の疑われる患者につきましては、通常の内科外来ではなく救急外来に位置する感染診察室において診察することとし、一般の患者の動線からはできる限り避けて診察を受けられるよう対策を取っております。これらの対応等により、これまでに数名の方が感染診察室にて受診されましたが、幸いなことに当院での新型コロナウイルス感染患者は確認されておられません。

また、ご指摘のとおり、特に3月、4月には外来患者数の減少が目立っていた状況にはありましたが、一部事業所の健康診断において延期を希望されるケースが見受けられたほかは、検査や手術などを含め、外来部門においては通常どおりの診療を行うことができております。

また、院内のボランティアの皆さんの病院への支援活動の状況でございますが、5月いっぱいまでの活動休止をしていただいていたところでしたが、6月1日から院内案内を除くタオル畳みとぼらん亭の営業を再開いただいたところであります。再開に当たっては、ボランティアの方々ご自身の発熱のチェックやマスクの着用、食堂内の消毒作業、換気、席を間引きしてお客様同士の間隔を確保するなどの対策を取っていただきながら営業していただいているところであり、安心してご利用いただける環境づくりにご努力いただいているところでございます。

○議長（若山武信君） 木村議員。

○3番（木村恵君）〔登壇〕 ぼらん亭等も安心

して利用できる状況ということで、一部事業所の健康診断延期を除き、検査、手術等は通常どおり今行っているということで安心をしました。

また、感染診察室で受診された方が数名いたけれども、感染患者はこれまで出ていないということですけれども、もし感染患者さんが確認された場合はどのようになってくるのか、市民の方々は必要な医療を受けに市立病院に通いたいたけれども、感染が怖いと、今大分戻ってきている外来患者さんもいますけれども、ここをどう安心していただくかということが大事なのだろうというふうに思います。今でも帰国者・接触者相談センターに電話をかけても、いきなり指定医療機関には行けないのが現状なのです。まずは、病院にかかってくださいと言われてしまうと思います。そうするとやっぱり近くの病院に行くこととなります。こういうところを今後どういうふうに対応していくかということと同時に、コロナの疑いのない方の安心と安全というものの確保を並行してやっていかなければならないというふうに思います。引き続き外来玄関での対策のほうは徹底をお願いしたいというふうに思います。

また、医療スタッフの方の抗体検査等々、いろいろ議論ありましたけれども、私はPCRであれば積極的にやっていただきたいというふうにすごく思うのです。実際今プロ野球とかが始まり、決して始まってほしくないわけではないですけれども、始まってほしいと思いますが、定期的にPCR検査受けられるというふうに聞くのです。医療従事者の方であったり、先ほども出ていましたエッセンシャルワーカーの方、こういった方が定期的にPCR検査受けられる体制というのを国挙げてやっていただきたいというふうに思いますので、市長もぜひそういったところ、要望のほうをお願いしたいというふうに思います。

次の質問に移ります。項目の2です。今後の見通しについて、要旨の1です。石狩管内を追うように空知管内の感染拡大というのが広がってまいりました。若干今収まっておりますけれども、岩見沢方面

のクラスター、クラスター班は撤収したということ、報道載っていましたが、こういった問題です。南空知だけの問題ではないと思うのです。中空知のコロナ指定病院の現在の状況、併せて今後第3波が起こった場合、近隣市の公立病院でカバーしていくことは十分あり得るのではないかとこのように思います。あかびら市立病院が受け入れるケース、こういったものも出てくるかもしれないというふうに思います。陰圧室を使用する場合、人員配置をどうするのか、空きベッドをどうするのか、そういったことを現在シミュレーションしていると思いますので、そういったシミュレーションをどのように行っているのか伺いたいと思います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 新型コロナウイルス感染患者の受入れについてであります。現在は第2種感染症指定医療機関、中空知におきましては砂川市立病院がその機能を果たしていただいているところであり、仮に陽性患者が出た場合においては、滝川保健所の指示の下、入院先が決められ、その感染症指定医療機関を中心に治療に当たっているのが現状でございます。道内では、このほか軽症者等の宿泊施設での受入れ態勢の整備が進められているほか、一般病院においても対応が進められているところであると認識いたしております。このような中、当院におきましても、今後道内におけるいわゆる第3波と言われるさらなる感染拡大が広がり、感染症指定医療機関が満床あるいはそれに近いような状況に陥った場合や市内でクラスターが発生した場合など、当院も一定程度その役割を果たさなければならない状況になることも十分に想定されますことから、検討を進めているところでございます。

現在当院には病室内の空気が外に漏れないような措置が施されているいわゆる陰圧病室が幾つかあり、その中でも防護服などの脱着ができる前室を設けている部屋が2室ございますので、そのような状況となった場合にはこの病室での対応となるものと想定しており、既にPCR検査の結果待ちの患者を

対応したケースも出ているところがございます。当然のことではございますが、その際に対応するスタッフは防護服を着用し、また他の一般患者の安全の確保も重要でありますことから、隣の病室を空き部屋とすることや対応するスタッフが一般患者に対応することを避けるための策といたしまして、一定程度一般病棟の稼働率を抑えた状態、数にして45床以下であることが同じフロアで感染患者の治療に当たる条件として望ましいと想定しているところがございます。しかしながら、これまで同様、このたびの新型コロナウイルス感染症についてはまだまだ解明されていない要素も多く、今後もどのような感染の広がりを見せるのかは予測の難しいものであり、状況に合わせた対応が必要になってまいりますので、保健所や近隣の医療機関とも情報を共有しながら、柔軟に対応してまいりたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

○議長（若山武信君） 木村議員。

○3番（木村恵君） [登壇] しっかりシミュレーションされているということが確認できました。今答弁にあったようなケースだと当然管内で協力して対応していくということ必要になってくると私は思いますので、ぜひしっかりと対応していただきたいというふうに思います。

また、現時点においても病室を確保するために稼働させられない病室というのが常にあるのではないかとこのように思いますが、指定医療機関だと診療報酬等の支援策あるのですけれども、そうでない病院にはこういった準備をして空きベッドがあっても支援がないというふうに思います。そのため経営自体も圧迫されてくると、外来も回復に至っていないとなるとさらに厳しい状況になってくるとこのように思います。感染拡大防止策さらに徹底しながら、外来受診安心して受けられるような体制、広域でまた協力をしてコロナに対して対応していく、こういったことをしっかりやりながら、診療報酬の支援等もしっかりと要望を上げていっていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。件名4、保育、学校教育について、項目の1、保育所の状況について、要旨の1です。コロナの中で医療現場同様に休業なく稼働していたのが保育所です。保育所に対しては、この間厚生労働省から何度も何度もコロナ対応の指示、感染拡大防止のための留意点等の通知が送られています。しっかり対応を行っていても、それでも残念ながら全国では香川県や愛知県など保育所でのクラスターというのが発生をしている事例があります。また、臨時休園したところも北海道を含め多数ありました。

赤平市の2つの保育所でもこういった対応、留意点、しっかりと徹底した上で保育所運営されていると思いますが、大変な苦勞が伴っているのではないのでしょうか。感染対策など今の状況はどのようになっているのか、また保育士の方々の状況はどうなのかお伺いします。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 保育所における感染症対策についてでございますが、保育所につきましては、保護者が働いており、家に一人であることができない年齢の子供が利用する施設でございますので、これまでも保護者の協力を得ながら通常どおり開所してきたところでございます。保育所内での感染症対策につきましては、基本的に厚生労働省より作成された保育所における感染症対策ガイドラインに基づいて行っております。このガイドラインは、乳幼児期の特性を踏まえた感染症対策の基本が示されており、その中でも特に感染症の予防に努めてきたところでもあります。

感染症の予防は、大きく分けて感染予防と衛生管理に分かれております。まず、感染予防でございますが、保護者のご協力の下、朝にご自宅で児童の体温を測っていただき、登所時に朝の体温を報告してもらい、発熱がある場合には登所を控えていただいております。また、ご家族内で発熱などの体調不良の方がいる場合も登所を控えていただいております。さらに、所内にウイルスを持ち込まないために、

できる限り外部の人を所内に入れないようにし、登所や迎えのときも保護者の方にインターホンで呼び出してもらい、玄関まで、または外に出て児童の受け渡しをしております。また、全ての職員がマスクを着用し、朝、昼に検温を実施しているほか、換気のためできる限り窓を開けたり、児童が使用するおもちゃを消毒する、外部から児童が所内に入る際の手洗いを徹底するなど、感染の予防に努めております。

次に、衛生管理であります。児童にとって安全で快適な保育環境を保つために、清掃、消毒を徹底して実施しております。清掃、消毒の箇所は、施設内の床、手すり、ドアノブ、机、椅子、トイレ、マット、玄関、スリッパ等に及びまして、これらに対しては塩素系消毒薬を用いて消毒を行うとともに、消毒後は日誌に記入するよう徹底しております。また、手の触れる箇所であるドアノブや手すり等につきましては、アルコールによる消毒も随時行っております。今後につきましても、これまでの感染予防及び衛生管理を徹底してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（若山武信君） 木村議員。

○3番（木村恵君）〔登壇〕 感染予防と衛生管理の徹底で今まで感染症対策してきて、今まではそういうのは起こっていないということになっていると思います。小さいお子さん預かるだけでも大変な仕事ですから、さらにこれだけのコロナ対策、今答弁にあったような対策を毎日毎日行っているということで、本当に大変な苦労があるのだなというふうに分かりました。国の支援策を見ても、医療現場には2次補正で盛り込まれましたけれども、私は保育士の方々にもしっかりとこういった手当てをしていく必要があるのではないかとこのように考えます。日本共産党は、保育士の賃上げや処遇改善、配置基準の見直しや非正規保育士の正規化などを提案をしておりますけれども、まずはコロナ禍における支援というのを国にしっかりと求めてまいりたいというふうに思います。

次の質問に移ります。項目の2、小中学校の状況について、要旨の1です。北海道独自の緊急事態宣言から一斉休校が始まり、そして国の宣言による休業延長を経て、現在は感染対策をしながら通常に戻りつつある学校教育現場ではありますが、約3か月という長期の休校による子供の学習の遅れと格差の拡大、不安とストレスは大変深刻だというふうに思います。新型コロナウイルス感染症から子供と教職員の健康と命、これをいかに守っていくかは重要な課題と言えると思います。日本共産党は、6月2日に学校再開に当たっての緊急提言というのを発表しました。再開に当たっては、手厚く柔軟な教育と心のケア、そして子供たちと教職員の安全をしっかり保障することに努めていただきたい、このように思います。

さて、この間の分散登校などで給食の提供などがありました。北海道教育委員会からの通達に対して、教育委員会ではどのような議論を行い、どのような対応をしてきたのかお伺いしたいと思います。

○議長（若山武信君） 教育長。

○教育長（高橋雅明君） 議員のご質問のとおり、本年2月末から春休み期間中までの臨時休校を経て、4月6日の新学期より一旦学校が再開されましたが、国の緊急事態宣言に基づく休業要請により、4月20日より再度臨時休校となり、その後2度の期間延長を経て、6月1日より学校が再開され、現在に至っており、通常に戻りつつあると認識しております。その間における分散登校等や給食の提供などに係る道教委の4月20日付通知では、児童生徒の心身の健康状態や学習状況の把握等を行うことを目的として分散登校を実施するが、実施する場合は半日日程など必要最小限にとどめる。給食を提供する場合は分散登校時における学校給食等の対応について規定する国のガイドライン、主な内容は盛りつけ及び配膳は教職員が行う、盛りつけの際は複数の教職員で同じトング等の使い回しをしないなどを踏まえる。これが趣旨となっており、この通知に基づく対応を臨時校長会において協議を行い、栄養のバランスが取れた学校給食の提供も考慮した結果、4月30

日と5月1日の2日間、学校を2分割して4時間授業で給食ありの分散登校を実施したところです。

その後、5月4日に2度目の期間延長がなされた際の道教委通知では、道の事業者への休業要請が5月15日までとなっていることを踏まえ、同期間においては必要最小限にとどめ、18日からは週ごとの登校回数を増やすなど、段階的に学校教育活動を再開できるよう準備を行うことと分散登校部分の変更となり、この通知に基づく対応を協議し、1度目の分散登校を実施した際の課題として給食提供における国のガイドライン遵守の困難さが挙げられたため、5月14日、15日、18日、19日、21日、22日の3度の分散登校は3時間授業で給食なしとして実施したところであります。5月の最終週につきましては、市教委及び各学校長とも学校再開に向けてその準備を行う、また学校再開を円滑に進めるための重要な週と認識していたため、通常日課に近い形での分散登校ができるように協議を行い、給食センターへ可能な限り配膳の負担を減らすメニューの検討を指示し、中学校3年生のみ、25日に給食なしの3時間授業、26日、27日、28日、29日の2回は給食を提供して一日日課での分散登校を実施したところであります。

○議長（若山武信君） 木村議員。

○3番（木村恵君）〔登壇〕 保護者の方からは、給食提供あって感謝の声があったのですけれども、出なくなったら何で出ないのだという声もあったのです。教職員の方、今の話を聞いているとすごく大変だったろうというふうに思います。保護者、生徒、教職員とそれぞれのことを考えながら、給食センター、栄養士の方も大変だったと思いますけれども、状況に合わせていい判断されてきたのだろうというふうに思います。赤平独自の判断でできるところはしっかり対応してやっていただきたいというふうに思います。

さて、今後について子供たちの学びの保障、心のケア、安全の保障に当たってどのような考えを持っているのか、最後にお伺いします。

○議長（若山武信君） 教育長。

○教育長（高橋雅明君） 今後の新型コロナウイルス感染症の対応としては、令和2年6月5日付、文部科学省から発出されました新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン及び新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の学びの保障総合対策パッケージについての通知に基づき進めていくことを原則と考えております。

子供たちの学びの保障につきましては、授業時数確保の観点から、学校行事の精選として、小学校の運動会、中学校の体育大会について2学期へ実施時期を変更することが困難なことから中止とし、夏季及び冬季休業の短縮としては小学校1、2年生は7月27日から7月31日までの5日間、小学校3年生から6年生及び中学校1、2年生は7月27日から8月5日までの8日間、中学3年生は夏季休業短縮8日間に加え、さらに冬季休業の1月13日から15日までの3日間を登校日として決定したところであります。

心のケアにつきましては、現時点で新型コロナを起因とする事例は発生しておりませんが、児童生徒の状況を的確に把握しながら適切に対応していきたいと考えております。

安全の保障に関しましては、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、いわゆる学校の新しい生活様式の通知に基づき、1、身体的距離の確保、2、マスクの活用、3、手洗い、この3つを基本に行っているところですが、休業期間に登校日を設定したこともあり、熱中症対策や換気方法など、どのような対応が有効なのか今後検討が必要と考えているところです。

また、国の2次補正の予算において学習指導員等の増員、スクールカウンセラーの対応などの予算や熱中症対策などを含む感染症対策の増加費用に対する予算が計上されていることから、今後この補助金活用の可能性については学校現場と協議しながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜り

ますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 以上をもって、本日の日程
は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

（午後 4時24分 散 会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)